

平成22年第10回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（12月20日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長あいさつ	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
宗田雅之君	6
坂本忠雄君	10
星一彌君	14
前田雅秀君	23
関根政雄君	25
議案第95号の上程、説明	33
議案第96号～議案第102号の上程、説明	33
議案第97号の質疑、討論、採決	43
散会の宣告	44

第2号（12月22日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47

出席議員	4 7
欠席議員	4 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8
職務のため出席した者の職氏名	4 8
開議の宣告	4 9
議事日程の報告	4 9
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 9 8 号～議案第 1 0 2 号の質疑、討論、採決	6 3
選挙第 1 号	6 5
日程の追加	6 6
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
閉会中の継続審査申し出について	6 8
閉会の宣告	6 8
署名議員	6 9

第 10 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成 22 年第 10 回鯨川村議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 22 年 12 月 20 日 (月曜日) 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 95 号 鯨川村消防団条例

提案理由説明

日程第 5 議案第 96 号 平成 22 年度鯨川村一般会計補正予算 (第 5 号)

提案理由説明

日程第 6 議案第 97 号 平成 22 年度鯨川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

提案理由説明

日程第 7 議案第 98 号 平成 22 年度鯨川村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

提案理由説明

日程第 8 議案第 99 号 平成 22 年度鯨川村村営バス事業特別会計補正予算 (第 2 号)

提案理由説明

日程第 9 議案第 100 号 平成 22 年度鯨川村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

提案理由説明

日程第 10 議案第 101 号 平成 22 年度鯨川村学校給食センター特別会計補正予算 (第 3 号)

提案理由説明

日程第 11 議案第 102 号 平成 22 年度鯨川村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

提案理由説明

日程第 12 議案第 97 号 平成 22 年度鯨川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	岡 部 明 君	２番	宗 田 雅 之 君
３番	前 田 雅 秀 君	５番	坂 本 忠 雄 君
６番	蛭 田 武 彦 君	７番	星 一 彌 君
８番	関 根 政 雄 君	９番	山 形 郁 夫 君
１０番	早 川 正 博 君	１１番	前 田 武 久 君
１２番	青 戸 孝 夫 君	１３番	前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総務課長	鈴 木 治 男 君
企 画 調 整 課 長	芳 賀 亨 君	住 民 福 祉 課 長	佐 藤 文 夫 君
農 林 課 長 補 佐	村 山 義 美 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
教 育 課 長	北 條 利 雄 君	農 事 務 局 長	増 谷 隆 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	本 郷 秀 季	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第10回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第95号から議案第102号までの8議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査報告結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

鮫川村産業団体等振興補助金要望書が鮫川村商工会会長から提出されましたので、その写しを配付いたしております。

次に、出張関係であります。

12月2日、鮫川村議会議員OB会臨時総会のため議長がいわき市に、12月10日、年末年始特別防犯交通合同出動式のため議長が棚倉町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第10回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

また、10月、11月とたくさんの行事がありまして、皆様方には出番が多くありましてのご出席、大変ご苦労さまでございました。

また、きょうは鮫川中学生2年生の議会傍聴ということであります。どうぞきょう皆さんが議会を傍聴して、大きくなりましたときに地域のため、社会のためにこんな議席をもって皆さんのために役に立ちたいと、そういうきょうの議会傍聴になれば幸いかなと思います。一生懸命やりますので、よろしく傍聴いただきたいと思います。

さて、地産地消、給食のおいしさや栄養価、衛生管理を競う第5回全国学校給食甲子園の決勝大会は12月12日に東京で開催され、本村の学校給食センターは惜しくも上位入賞は逃しましたが、昨年に引き続き全国12チームの一つに入賞しました。この大会は昨年より265チームが多い、全国から1,817チームが参加して行われ、全国6ブロックの予選を勝ち抜いた12チームで決勝が行われました。これは本村と古殿町が進めている安全・安心な農作物づくりと、これを学校給食に最大限に利用しようとする取り組みが大きく評価されたものと思います。今後、地元農産物の周年出荷体制の確立や堆肥センターの建設により、さらなる安心・安全な農産物生産を推進してまいりたいと思います。

次に、村営住宅広畑団地の建てかえ計画についてであります。村では定住人口の確保を図るために、公営住宅の建設を進めているところであります。これが人口流出の抑制に寄与しているものであり、現住人口維持には大変効果のある事業ではないかと考えております。広畑団地は、9棟9戸であります。建築後23年から24年経過したため、浴室、台所等にカビそしてシロアリの発生が見られるようになりました。また、広畑団地は風呂も持ち込みになります。最近の入居の希望者は新しい住宅に申し込みが多いということもありますので、この際建てかえの計画を進めることにいたしました。23年度から3年をかけて順次に建てかえ、現在の入居者には迷惑をかけないように別の村営住宅に転居していただくことにしたいと考えております。また、現在は9棟9戸であります。改築後には6棟12戸の計画であり

ます。今議会に基本設計の委託料を計上しておりますので、ご理解してご賛同いただきたいと思います。

今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例関係が1議案、予算補正にかかわる議案が平成22年度鮫川村一般会計補正予算等6つの特別会計合わせまして7つの補正予算の議案であります。ご提案しました議案には十分ご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 坂 本 忠 雄 君 及び

6番 蛭 田 武 彦 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題とします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 皆さん、おはようございます。

議長の指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

去る12月13日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の日程、会期等を協議いたしました結果、本日より22日の3日間とすることに決定いたしました。

この決定につきまして、議員各位のご賛同を賜りまして、円滑なる議会運営ができますようご協力をお願い申し上げます。

なお、本日大勢の傍聴者の方がいらっしやいまして、我々議会の内容を傍聴いただきまして本当にありがとうございます。なお、議会傍聴規定並びにルールに従って傍聴いただきたいと思います。議会の内容等については、ほんの一部の傍聴になろうかと思いますが、今後

参考になされまして、皆さんのお役に立てるように我々議員もきょう一般質問等でもってお知らせ申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から12月22日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成22年第10回議会定例会において、2点について質問いたします。

1点目、緊急時の対応と対策について。

去る9月18日、村内の赤坂中野宿ノ入地内において交通事故が発生し、とうとい若い命が失われました。ご家族にとって悲しみはいかばかりと察する次第であります。また、村にとっても将来のある若者を失うということは大きな損失ではないでしょうか。このような痛ましい事故を防ぐためにも今までに増して交通安全の徹底指導はもちろんのこと、事故後の対応が大変大事かと考えます。

そこで、現在とられている搬送システムがどのようになっているのか、また緊急を要するときに利用されているドクターヘリのヘリポートの現状はどのようになっているのか、もし整備されていないとすれば、早急な対応が必要と思いますが考えを伺います。

2点目についてお伺いします。

2点目、食材の配送について。

今、日本人の平均寿命は80歳を超え、年々高齢化が進んでいるのが現状であります。我が村においても高齢者人口が急速に伸び、それに比例し高齢者だけの家族や独居老人世帯が増加しつつあることはご承知のことと思います。高齢者だけで暮らすには、買い物、食事の準備など不便に感じる方も少なくありません。だからといって老人ホームに入居したくない方もおります。村では希望者には食事を運ぶという施策をとっているところですが、運搬の間に温かさも下がり、一人一人の好みも違うのではないのでしょうか。

そこで、食料品や生活用品の配送システムを考えてみてはどうでしょうか。例えば、自分で料理のできる方には食材だけを配送するなど、自分で料理をすることによって脳の活性化を図り、認知症などの予防になるのではないのでしょうか。村長の考えをお伺いいたします。

以上2点について質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の質問であります緊急時の対応と対策についてであります。

まずは事故により亡くなられました方のご冥福を心からお祈りを申し上げたいと思います。また、ご家族の方には衷心よりお悔やみを申し上げる次第であります。将来ある若者が一瞬の交通事故により命を失うほど悲しいものはないと思います。このような事故が再び起きないように、村内の交通安全関係団体と連携し、村民の交通安全意識の向上をさらに強く働きかけ、交通事故のない安心・安全な村づくりに努めてまいる所存であります。どうぞ皆様方も交通ルールを守ること、そして全席のシートベルトの着用も徹底していただきたいと思いますし、この指導も図っていききたいと思います。

さて、議員ご指摘の交通事故等への即応体制であります。9月に発生しました事故の対応状況であります。緊急救急通報により駆けつけた救急隊の判断によりドクターヘリを要請し、棚倉消防署隣接のヘリポートからいわきの共立病院へ搬送したところであります。しかしながら救急処置のかいもなくお亡くなりになられたものであります。

現在の救急対応体制ですが、事故や病気等により緊急に医師の診察が必要な場合、各家庭の固定電話や携帯電話等から119番通報があります。それを白河地方広域市町村圏消防本部で受電をし、次に現場近くの救急車に消防本部から通信指令により出動させ、救急対応の医療機関に搬送するのが一般的な一次救急での対応措置になっております。

また、平成20年1月からは、福島県立医科大学附属病院が主体となり福島県ドクターヘリ事業が開始されております。ドクターヘリには救急医療の専門医と看護師が搭乗し、重症の可能性のある傷病者や救急医療の必要な傷病者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため運行するものであります。また、ドクターヘリは風雨等の気象条件に影響されない場合に出動でき、通常午前8時30分から午後5時、または日没前まで出動できる態勢が敷かれております。

出動の基準であります。119番通報受信時または救急現場で、生命の危機が切迫しているか、その可能性が認められるとき、次に救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき、次に重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき、次に重症熱傷、四肢切断等の特殊救急疾患の患者で搬送時間の短縮を図ることが特に必要などの基準に該当されると判断した場合に、消防機関からの要請で出動することになっております。

本村においてはことし1月から12月10日までに救急出動しました144件あるそうです、144件のうち6件についてドクターヘリを要請しております。すべて棚倉町または塙町のヘリポートを利用しております。塙町のヘリポート利用は、渡瀬、青生野地区の救急患者を、それ以外の4名ですか、は棚倉町のヘリポートを利用しているのが現状であります。県立医大からのこのヘリポートまでの所要時間はおおよそ30分であります。一方、村内指定のヘリポートは青少年広場、村民運動場、青生野小学校グラウンドの3カ所であります。いずれも県立医大からの所要時間はおおよそ30分であります。したがって、両町のヘリポートを利用しても時間的には変わりなく搬送できる状態になっているため利用しているものであります。また、本村指定のヘリポートはすべて土のグラウンドのため、人員体制などの問題があるのが現状でもあります。土のグラウンドの場合、離着陸の際、かなり激しい砂塵が舞い上がるため、砂塵防止の散水や周囲の安全確保が必要となり、救急隊のほか安全指導隊の人員が必要となるものであります。しかし、現在勤務している分署員は日中が4名、夜間が3名であります。現状では使用できる状態にないのが実態であります。

いずれにいたしましても村民の安全を確保するという大事な問題でありますので、今後ヘリポート整備につきましては、改めてさまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の食材の配送についての質問であります。議員ご質問のとおり、本村も年々高齢化が進んでおります。ひとり暮らし高齢者は、ここ二、三年、90人前後で推移をしているわけです。高齢者になりますと食事の栄養バランスがおろそかになりがちで、栄養失調や認知症の原因になると言われております。村ではひとり暮らし高齢者の見守りも兼ねま

して、昨年9月に社会福祉協議会で高齢者の配食サービス事業のアンケートを行いました。そして配食サービス事業を実施しております。現在、月1回の方が6名です。2回の方が3名、4回の方が2名の合計11名の方が利用なさっているようであります。また、高齢者への配達とは限りませんが、JA東西しらかわでも以前から食材配達を実施しております。過去には80軒近くあったようですが、現在は65軒の家庭で利用していると聞いております。配達のたびに次回のメニューを注文してもらうようにしているとのことでございます。

また介護事業の訪問ヘルパー部門では、食事の支援も行っております。高齢者になりますと、料理をするのが困難になりますので、介護予防の教室などでは高齢者向けの料理教室も実施しております。また、社会福祉協議会で行っております軽度の支援サービス事業です。これは高齢者の生活を見守り、そして食事や生活を援助する軽度な訪問支援事業であります。これらの事業をさらに充実を図って高齢者の要望にこたえてまいりたいと思います。

以上で2番、宗田議員の2点の質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今の村長さんの対応について、2点の再質問をさせていただきます。

まず1点目の緊急時の対応のことでございますが、今、地方では医師不足が叫ばれている現状であります。こういう現状踏まえたときに、やっぱり緊急搬送というのはこれ大事なことでと思います。そのためにはどういうふうなシステムをとるかという、やっぱりこういうヘリポートを完全に整備し、早急に対応をとるべきではないかと私は考えております。その対応もなるべく早く村民は願っているんじゃないかと思います。このとうとい若い命を失うということは、本当家族はもちろんのこと、村にとっても大変な損失でありますから、そういう即時対応というのも早急に考えていただきたいと思います。

2点目の食材の配送についてでございますが、この食材の配送なんですけれども、地産地消は村でうたっています。地産地食というのもイコールだと思いますけれども、村の食べ物を高齢者に配送して、やっぱり村に育った人は村の食べ物を食べたいんだよね。だから、そういう食べ物を食べるのに、認知症防止のためにも自分でつくるというのも一つの手立てであるし、そして村の将来的なことを考えれば村の食材を配送して、例えば商工会、「手・まめ・館」窓口でも結構ですから、そういう配送システムをきちんとつくって、それをやることによって村の活性化にもつながるんじゃないかと思いますがその2点について再度質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2 番、宗田雅之議員の再質問の、まず最初のヘリポートの村の利用でありますが、ヘリポートは現在先ほど申し上げましたように 3 カ所ほど用意しております。青少年広場、村民運動場、そして青生野小学校のグラウンドであるわけなんです、いずれも土のグラウンドであります。こう砂塵が舞い散って、こういった支援隊員が必要だということで、二、三人の支援隊が必要なそうです。こういったことでグラウンドを芝生化するのが一番理想的なことではありますが、その辺こう皆さんと検討していきながら、ただヘリコプターが30分ほどかかるんですね。ですから今のところ埴の河川敷、あるいは棚倉町はそういう支援隊が常時待機しているそうです。ですから水をグラウンドにまいて砂塵の防止に努めている、そういったことで利用しているんですが、確かにわざわざ救急車に乗っていかなくても、ヘリコプターが近間で待機して待っている、そういったことも安全・安心の村づくりには必要かと思っております。当座のグラウンドの芝生化、その辺のことをさらに検討してまいらなければならないかと考えております。

次に、高齢者への給食の食材の配達であります、これは商工会、あるいは今、先ほど申し上げましたように J A 東西しらかわでは実施しておるわけです。この辺高齢者へのメニューとか、そういった配慮を、一般家庭でなくて特別の高齢者への食材の配送とか、こういったのを J A 東西しらかわ、あるいは商工会には、村には食堂関係のグループもあるわけです。こういった皆さんに相談をしながら、もちろん、手前どもも一緒に含んでですが、相談を持ちかけてよい返事が得られればと今考えておるところであります。

以上で再質問の答えとさせていただきます。

◇ 坂 本 忠 雄 君

○議長（前田三郎君） 5 番、坂本忠雄君。

〔5 番 坂本忠雄君 登壇〕

○5 番（坂本忠雄君） 第10回定例会議に 2 点ほど質問いたします。

第 1 点、農業対策について。

本村は農業を基幹産業として進んでいますが、近年の著しい米価の下落現象、さらには22年度は肥料、農薬が高騰するという経営環境の悪化により生産費割れも甚だしく、農家経営にとって大きな打撃となっております。また23年度は減反率が上がると言われていますが、作付しても赤字ではやりたくないとの生産者の声が聞こえております。そこで村ではどのような施策をとるのかをお伺いいたします。

第2点目、道路支障木、日陰林対策についてでございます。

今は車社会とも言われ、車は日常生活に欠かすことのできない交通手段となっております。それに対応し本村で行っている林道支障木伐採、日陰林対策事業は、交通事故防止または景観維持においてもすばらしい事業であると地域住民から大変喜ばしい声を聞いております。そこでこれらの進捗状況と今後の事業計画についてお伺いいたします。

以上2点をお伺いして一般質問とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、坂本忠雄議員の2点の質問にお答えを申し上げます。

最初の質問の農業対策についてであります。

議員おただしの米価の下落につきましては、特にことは著しく、昨年対比で1俵当たり2,300円から3,300円程度安くなっております。また肥料につきましても平均で1.2%程度上昇していると聞いております。米の価格下落による村全体の影響額を推定しますと、5,000万円程度と見込んでおります。

ここで本年度から始まりました戸別所得補償モデル対策交付金につきましてあわせて説明いたしますと、本村の状況は米の戸別所得補償モデル対策交付金の定額で255件の加入申し込みがありました。金額で2,375万2,500円です。水田利活用自給率向上事業交付金、いわゆる転作部分が343件で7,040万5,496円です。合わせまして9,415万7,996円が、去る12月13日に国から該当農家へ振り込みになっております。昨年度と比較しますと、昨年の産地づくり対策交付金、これ減反奨励金です、これが単価修正がありまして、ことは3,000万円ほど上がったんですね、昨年は6,170万円でした。昨年は3,000万円です。ですから6,170万円が昨年度増額になった分です。また今後予想されます米の戸別所得補償モデル対策交付金の変動部分につきましては、3月を目途に交付する予定と聞いております。

ですから議員おただしの対策につきましては、これらの変動部分が果たしていかほどになるのか。この定額部分が1反歩当たり、10アール当たり1万5,000円でした。この額ぐらいの私は10アール当たりの補てんがあつてしかりではないかと考えております。ですからこの辺を判断しまして総合的に稲作農家の支援と対策等を考えるべきかなと思っております。なお23年から戸別所得補償対策交付金事業につきましては、大豆、麦、ソバなどの畑作分へも拡大されますので、米生産目標面積の調整指導も含め各農家への加入促進を一層推進し、本

村農業への収入を確保してまいりたいと考えております。これからの、まあ今の民主党政権の中ではこういった所得補償制度が主体となり農業を守ろうとしているわけです。これは農家、こうなかなか申請書類を書くのを面倒がって出さないようですが、100%申請して当たり前の制度でありますので、どうぞ皆様方も地域に戻りましたらば、この新しい補償制度には全戸加入するようにご指導をお願いしたいと思います。

なお、おただしの減反についてであります。米の生産目標配分が、来る12月24日に県から配分されることとなっております。国では一律配分をするよう指導しているところですが、福島県は今まで傾斜配分受けており、本年の配分率は猪苗代町の78.3%から矢吹町の46.9%までとなっております、今後3年間かけて激変緩和をするとしております。23年は県平均で約64.5%と試算されております。本村への配分は微増になるのではないかと思います。ですから、先ほど坂本議員は減るんじゃないかと予測されていたようですが、逆に鮫川村はふえるのではないかと考えます。農家への配分は、県の配分を受け各種手続の上、3月までにはそれぞれ営農計画もございましょうから通知を差し上げと思っております。

次に2点目の道路支障木の伐採についてであります。村では平成20年度から県の補助事業である緊急雇用創出基金事業で失業者に対する雇用機会の創出を図り、道路環境美化等交通安全での確保を目的に、スクールバス路線を優先に村道及び農林道の支障木を鮫川村シルバー人材センターに委託して伐採をしております。20年度は福島交通の路線バスである村道官沢余所内線など4路線を実施、委託料にして293万7,900円を支出しております。21年度は3回に分けて実施しております。1回目は4月から8月で13路線、2回目は9月から12月で10路線、3回目は翌年の1月から3月で11路線、合わせまして34路線で、委託料にして1,297万8,000円を支出しております。今年度は児童・生徒の送迎バス路線がほぼ完了しましたので、生活路線を重点に9路線を実施しております。委託料は745万5,000円を支出予定であります。23年度以降についても、ことし9月に策定されました鮫川村過疎地域自立促進計画で計画されている道路沿線支障木伐採事業を継続していきたいと考えております。

次に、2点目の日陰林対策事業ですが、この事業は、冬期間凍結による交通事故を未然に防止するため、県では18年度に国道349号の強滝地内を初め、大竹地内、蕨ノ草地内、滝ノ下地内、国道289号線の越虫地内、県道赤坂西野石川線の折戸地内、昨年度は主要地方道棚倉鮫川線の火打石地内の日陰林伐採が実施をされました。村では21年度から村道菅ノ目・浅川線の追木地内、村道新宿・古殿線の山口地内、村道中沢・関口線の中沢地内、村道旧鮫川保育所線の新宿地内の4カ所の日陰林伐採をしております。

今年度は鮫川中学校周辺と村道富田・山田線の鋤木田地内、村道官沢・余所内線の鍛冶平地内において日陰林の伐採が完了しました。しかし村道官沢・余所内線の岩野草地内から宝木地内までの日陰林は解消されずに残っています。地元からの強い要請と福島交通の路線バスの路線でもありますから、年内もしくは遅くとも1月の上旬までには日陰林の伐採を行いたいと考えております。今議会に不足している財源を補正で提案させていただきましたので、慎重なご審議でご賛成をお願いしたいと思います。23年度は立ち木への調査が済んでいる村道菅ノ目・浅川線の大沢地内と村道官沢・西山線の落合地内を優先に伐採を予定しております。

村内至るところに杉の木が原因で日陰となっている道路がありますので、各区長さんの意見を聞きながら、今後も日陰林対策事業を継続してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、5番坂本議員の2点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 5番、坂本君。

○5番（坂本忠雄君） 今の説明で納得したんですが、鮫川村では、本村では減反率が大体130%近くやっているんですね。それで戸別補償に入っていないのが、まあ100戸ぐらいあるんじゃないかと。これはやはり業者が同じでないとできないなんていう内容もあるんですが、そんなことで、まさに農家の方々、それさ入らないで失敗したなという方もあると思うんです。ですから、これをどのように皆さん入っていただくか、今後、来年もこのような戸別補償が入って来ると思うので、よく指導して全員が参加できるような、そのような形をとっていただきたいこう考えるわけです。

次に、他町村では独自の支援策を設けた地域もあるんですね。鮫川村ではそのような考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 5番、坂本議員の再質問であります。まず最初の戸別所得補償モデル事業で、先ほど申し上げましたように加入農家が255戸であります。実際に鮫川村で稲作農家は私は500戸はあると思います。ですから半分しか加入していないということが現実であります。ただこの半分のうち2割程度は減反未達成の農家がございます。この未達成の農家は、先ほど議員ご指摘のとおり、93ヘクタール余分に減反しているわけです。ですから過剰な減反分を借りることができるわけです。とも補償です。こういったことを推進しながら、

全戸加入できるようにどうぞ皆様方も地域に戻りましたらばご指導ご協力お願いしたいと思います。もちろん農林課の職員には、そういった申し込みのない農家には再度電話等で確認をしながら100%加入できるように、するように指導してまいりたいと思います。

次に、あちらこちらでそれぞれの自治体独自の支援方法を考えているようですが、先ほど申し上げましたように、定額部分の1万5,000円では確かに容易ではありません。ですが、水田利活用向上対策事業、あの事業で昨年より6,000万円ほど多く来ております。また3月になりますと下落部分の対応があるわけです。この対応が私は定額分と同じぐらいの金額が来れば、これまた皆さん元気が出るのではないかと、そういう思いでおります。この辺の判断をしまして、皆さんと協議をしながら支援策を練ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例会におきまして、次の点を質問させていただきます。

当該年度事業の進捗状況と新年度事業の骨子についてでございます。

今、日本は内外的に諸問題が渦巻く中で、日中、日ロの領土問題を初め、朝鮮半島の一発触発の危険性を含んだ事件等々、今後の展開によっては経済大国と言われた日本も岐路に立たされていると言っても過言ではないと思います。特に環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて、中山間地を有する日本農業が壊滅的な打撃を受ける危険性を含んでおり、見直しを含め思いとどまる運動が全国的に今展開されております。このまま交渉に入るとするならば、日本はどのように変わってしまうのか。また、山間地域のこの村が、今後どういうふうになろうとしているのか。今年度の事業の進捗状況を含めて、次の点を村長にお伺いをいたします。

1つとして、今回取り組もうとしている国のTPP事業への参加と、今、見直しを含めた農業委員会の再編についてでございます。

2つ目、当該年度事業の進捗状況と県補正予算の村の取り組みの件でございます。

3点目、平成23年度予算編成の骨子についてでございます。

4点目として、自立する村づくりを目指して大変大楽村長にはご苦勞をかけていると思い

ます。今では全国に誇れる活力ある村として非常に脚光を浴びていると、そう言っても過言ではないと思いますし、今後もそうした村の発展に寄与していただきたい。村民あるいは県民も、この大楽村政の実績が評価されていると思いますが、大楽村政の第3期目への決意についてをお伺いをいたしたいと思います。

以上、4点について明確なる答弁をお伺いをいたして質問といたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大楽勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大楽勝弘君 登壇〕

○村長（大楽勝弘君） 7番、星一彌議員の1点目の質問に対してお答えを申し上げます。

T P P、いわゆる環太平洋連携協定につきましては、去る11月9日に閣議決定された経済連携の基本方針に盛り込まれ、関係機関、団体で議論を呼んでいることはご承知のとおりであります。本村農業委員会におきましても、11月の定例会においてT P P不参加の意見書を内閣総理大臣及び農林水産大臣へ提出したと聞いております。

T P P参加への議論を整理しますと、関税の撤廃から農業面への影響につきましては、安い農産物の輸入によりまして現在の農家数が10%は減少するという意見がある一方、アメリカからのリンゴ輸入時のように、国産農産物は評価され、さほどの影響はないという意見もあります。11月15日の福島民友新聞社のインタビューに対しまして、地元の玄葉光一郎先生のお話ではありますが、関係国との2国間による経済連携推進が前提、ストレートにT P P交渉に入ることは最初から全く考えていないと答えております。まずは大きな影響を受ける農業の改革に向けた来年6月の基本方針と10月の行動計画が大事になるとしています。いずれにしても食料安保と言われるように、自国民を空腹にしたまま食料輸出をする国はないということは、ことしのロシアの例を見ても明らかなわけであります。自給率の向上と国家的な農業施策、産業対策が必要であり、機会あるごとに国に提言をしまいたいと思います。また、村内においては、国の動向を注視しつつも、今までどおり農業を基本とした、豆で達者な村づくり施策を展開してまいりたいと思いますので、ご理解ご協力をお願いするところであります。

次に、農業委員会の再編についてであります。農業委員会は農業委員会等に関する法律により規定されております。村長が関与することができるのは法第3条の部分ではないかと思ひます。本村の農業、農地情勢等のかんがみますと、法に基づく再編は現時点では見当たりません。りっぱにこう鮫川村の農業委員会の皆さんは農業委員の努めを果たしているの

はないかと考えております。農業情勢の変遷する中、大変ではありますがより一層のご活躍を期待するところであります。

次に、2点目の当該年度の進捗状況と県補正予算の取り組みについてであります。

まず初めに、本年度事業の進捗状況についてご説明を申し上げます。本年度の事業であります、前年度からの繰越事業と本年度予算計上事業との2本立てとなっておりますので、まずは繰越事業のほうからご説明を申し上げます。

前年度からの繰越事業ですが、件数にしまして26件、事業費ベースではおよそ8億9,000万円であります。そのうち完了、完成している事業は17件であります。また、現在完成を目指して取り組んでいる事業は、村民保養施設建設事業、「手・まめ・館」のパン工房建設事業、情報通信基盤整備事業などの7件であります。いずれの工事も年度内完成が見込める進捗状況であります。これから発注し、年度内完成、完了を目指す事業は、全国瞬時警報システム整備事業と館山公園の苗木の購入事業の2件であります。瞬時の警報システム事業につきましては、設備機械の生産が1月にならないと完成しないということであります。この事業は700万円ほどの事業であります、10割の国・県の補助事業であります。この機械の生産の完成を待って発注をしていきたいと思っております。3月までには完成させる予定でおります。苗木につきましては1月に発注し、3月までは納品を完了させる計画であります。

次に本年度予算に計上しておりますハードの事業ですが、主な事業として堆肥センター建設工事、宿ノ入公営住宅建設工事、村道遠ヶ竜・戸草線改良工事、作業道中沢・草木線整備工事、携帯電話不通話地域解消事業の中沢、岫長、塚本、蕨ノ草、4地区、この4地区の不通話地域解消事業と、鹿角平のクロスカントリーコースの整備事業などであります。このうち残念であります、クロスカントリーの整備事業と、もう一つ中沢・草木線の路網整備がありますが、今度、入札やったんですが不落でありました。再入札となりましたもので、この2点以外はいずれも順調に進んでおります。クロスカントリーのコース事業につきましては、農地法対応と用地買収に時間を要したため、走路整備等は来年度に繰り越して実施をしていきたいと考えております。

次に県補正関係の事業ですが、今回の県の補正事業は、県が事業主体で実施する道路等の建設事業が主なものでありまして、本村関係では緊急雇用創出基金事業と消費者行政事業の2つのソフト事業だけあります。県が11月議会に補正提案している事業の中には、12月初旬に成立しました国の補正予算、経済対策関係予算を見込み発車的に計上しているものもあります。内容が不明な事業でもありますので、県から情報をとりながら対応してまいりたい

と思います。

次に、今回の政府の補正予算の中には、市町村関係の交付金事業が含まれております。この交付金事業につきましては、県を經由して今月初旬に通知が来たところであります。この事業は来年1月上旬までに事業計画書の提出が求められておりますので、村といたしましては今月の10日に関係課長会議を開きました。方針を指示しながら今月中に事業計画を取りまとめ、来月早々に臨時議会を開いて審議をお願いする予定でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に3点目の質問であります、来年度予算の骨子についてお答えいたします。

来年度予算の編成につきましては、去る11月26日に全職員による会議を開いて指示したところであります。我が国の経済はエコポイントなどの効果による内需拡大が見られますが、為替相場の変動による円高損失が大きく、景気はまだ回復基調になっていないのが現状であります。また、異常気象と米価下落による農業生産額の落ち込みにより、地方経済はより深刻な状況になっているのではないかと危惧されているところであります。このことから本村財政収入の約5割を占めている地方交付税も相当厳しいものになるのではないかと予想されております。また福島県の税収であります、本県は輸出依存企業が多く、法人事業税の落ち込みが深刻な状況になっているようであります。さらに雇用情勢が依然として厳しい状況にあるため、本村の個人村民税も、21年度の実績ベースから1,300万円程度減少するものと予想されております。このような情勢から職員にはあらゆる努力をして財源を確保し、村民の暮らしを守る施策を講じるように指示したところであります。

具体的な内容であります、村民の生活基盤である産業振興では、今まで築いてきた農業の6次産業化を一層推進させ、食の豊かさと里山景観の魅力を高め、より価値の高い農産物の生産と加工品を開発するとともに、交流人口の拡大により地域循環型経済の構築に努めたいと考えております。この事業を通しまして、豆で達者な村鮫川村を全国に通用する村に仕上げていきたいと考えているところであります。

また、村民生活のセーフティーネットである福祉、保健、医療、教育、雇用関係の施策をきめ細かに実施することも指示したところであります。特にこの中で子育て支援を充実させるために、幼稚園の授業料、そして入園料、給食費等を全額無料化にする方向で検討するように指示したところでありますので、皆様方のご賛同も、ご提案申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。本村の場合は、幼稚園は5歳児が全員入園する制度となっております。かつことしの農業収入の落ち込みが多いことから、家計の状態に関係なく子供たちが

安心して育つ環境づくりをと考えております。また、子供たちが健康に成長できるように、中学生女子を対象とした子宮頸がんワクチン接種への助成も実施したいと考えております。さらに高齢者が安心して暮らすことができるように在宅介護の予防事業にも力を入れたいと考えております。これも家族介護をなさっている方への支援等も皆さんで検討する時期かなと、そういう思いもありますので、この辺もご協力をお願いしたいと思います。

このほか、定住人口確保の観点から村営住宅の建設、水道施設の整備、携帯電話不通話地域の解消のための無線基地局の整備、道路整備等にも力を入れたいと考えております。来年度から村内全域が光ケーブルで結ばれ、地球的規模での高速通信網が利用できるようになります。また、「手・まめ・館」のパン工房や喫茶店がオープンし、本村の魅力が一段と高まるものと思います。

食の豊かさ、そして美しい農村景観、人と人との交流によるにぎわい、そして村づくりを皆さんの力で発展させ、多くの人たちがこの鮫川村に訪れてくれるような魅力ある村づくりに努力していきたいと考えております。大変こう厳しい時代ではありますが、村民が求める自立のための村づくりに向け、健全財政を維持しつつ、将来希望の持てる村づくりに傾注してまいりたいと思いますので、皆様方のさらなるご協力をお願いするところであります。

次に村政第3期への決意についてであります。なかなかこの、こういう選挙というのは後援会組織があるものですから、後援会の意見を無視した発言は差し控えたいと思いますが、私はまだまだ自立への村づくりは道半ばであると考えております。村民の皆様のご理解が得られるならば引き続き村政を担い、全力で村づくりに尽くしていきたいと思いますが、新年に入りまして私の後援会等の会議を開きまして、この辺を皆さんとご相談をしながら態度を表明したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で星議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

まずT P Pの問題からなんですが、過日も報道でなされておりましたように、非常に村長の気持ちが伝わっていたように感じております。新聞紙上に出ていることは、私は全く言うつもりはございません。ただ冷静に判断した場合、私は鮫川村のこの姿は日本の縮図だというふうに考えております。そういう観点から、今、豆で達者な村づくりが、非常にこう繁栄し軌道に乗って村民が一丸となってやっておるのが現状であろうと思います。ただこれが無策のままにT P Pの交渉に入った場合に、本当に日本の零細農業が維持できるのかという問

題が、一番こう大きな日本農業の課題ではないのかなと。やっとな日本全国が食の安全を求めながら、各地域地域で非常にこうご苦労し、勉強して、その地域の子供さんたちあるいは家族のために努力をしながら繁栄していると思いますよね。それはどこの地域でもやっていると思います。これが破壊された場合、日本の農業、日本の国を含めてですが、どういう形になってしまうのかというのが、一番こう先行き懸念される問題でもあります。

最近、全国各地で反対運動が起きているために、食を今度60%なんて話も出てきておるようですし、まあ、米は例外品目だなんていう話もこう耳にしますけれども、それは日本の言う考えであって、やはり交渉国との話になればなかなかそうは通じない部分があるのではないのかな。前もWTO、APEC、FTAとかと、いろいろこう他国間の交渉で暗礁に乗り上げた部分が最終的にTPPに流れ移ってきているのではないのかなという懸念があります。今後、やはり日本農業は日本農業らしく生きるべきだと思います。まあ、改めて先ほど言いましたように、日本の縮図が鮫川村であるという観点を申し上げました。再度村長の意向をお聞きしたいと、決意をお聞きしたいと思います。

それから農業委員会の再編の問題ですが、最近、1年前に農地法が改正されました。非常に農地が集約化されるような制度がなされまして、我が村でもかなり集約されているというのが現状であります。形質形状なんかも多く入っています。いわゆる土盛りです。遊休農地の解消、遊休農地の解消ということで非常に今、鮫川村はそうした形質形状の問題が、あるいはテーマが多く農業委員会に入ってます。非常に喜ばしいことであり、今後もそうした田んぼを買えた場合、あるいは畑を買えた場合に専門的にやっていただける人が多く参加していただければ、この鮫川村もますますこの進むべき道は明るくなるのかなと、そういうふう考えております。また県の農業委員会のほうでも、複数の女性を何とか委員会のほうに入れてくれないかというのが県の方針でありますけれども、その地域によってはまだまだ難しい問題も残されているのかなと、そういうふう思っております。

それから当該年度の進捗状況ということで、非常に先ほど村長のほうから詳しく説明をいただきました。ただその中で若干、本来ならば今年度中に地デジの全戸加入ということで多分進んでいたと思いますけれども、最近報道によると百二十何戸かがちょっとやっぱり難しいんじゃないかというような報道もあったと思います。まあその辺はちょっと早い時期の報道でございましたから、最近その流れはどういうふうになっているか、その辺もお聞きしたいなと。

それから今盛んに光ファイバーのことで、大分、各うちを回りながら契約というのが私の

うちさも何度も来ているようでございます。まあ現在鮫川村でどのぐらいの戸数が加入されているのか、また全員が加入されれば一番村としてはありがたいと思いますけれども、なかなか加入戸数がふえないんじゃないかという話も聞いておりますけれども、例えば加入戸数が少なければ少ないほど村の財源といいますか、補償が多くなるのではないかという懸念もありますけれども、その辺も踏まえてお答えをいただきたいと思います。

それから、23年度の予算も先ほどお伺いしました。ひとつ継続事業もありましょう、いろいろ問題もありましょう。精一杯やっていることはお認めをしています。これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、大楽村長の3期目の件でございますが、まあ、この事業も道半ばであるということをご認識をしております。今後いずれかそういう方向性を出し、ぜひこの鮫川村を、さらに村民が、住民が意識を持って、しかも活力ある村づくりをさらなる発展させるようにひとつご指導を仰ぎたいと、そういうふうと考えております。村長の考えを再度お伺いし、私の質問といたします。

○議長（前田三郎君）　ここで暫時休議いたします。

（午前11時07分）

○議長（前田三郎君）　休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

○議長（前田三郎君）　一般質問を行います。

村長答弁を行います。

お願ひします。

村長。

○村長（大楽勝弘君）　7番、星議員の再質問であります。

最初のT P P参加への不同意の村長の決意ということではありますが、私はこのT P Pは……の農業はとんでもない話であります、日本は農業国ではないと思います。日本の今の経済といいますか、日本の発展、振興は工業にあると思っております。ですから工業には、ぜひ世界と競争するためにはT P Pの連携は、協定は必要かなと考えております。ただ、この世界一美しい自然環境を守っているのは農業であります。工業の皆さんが農業にどういった理解を示すのか、これは一番大事な肝心なことでありまして、そういうことを手当てもしない

うちに協定結ぶなんていうのはとんでもない話だと、こういう私は小言を言っているところ
であります。私は世界一美しい日本の国、これは農家の皆さんが元気で農業を継続している
からこの環境を守っているんだと。ただ、工業では日本はこの環境は絶対守れないんですよ
ね。ですから、こういった本当に大事なのは皆さんが安心して暮らせる国土づくりが私は大
事かと思っております。ですから農業の確かさを、大切さを全国民がこう理解して、みんな
で支え合って農業を守っていきたいと考えておりますし、村でもこういった、確かに日本の
農業の縮図が鮫川村にあると言って私は過言でないと思います。中山間地農業は本当に容易
でない、もうどこの地区でも悲鳴上げております。ただこの悲鳴を上手な、うれしい悲鳴に
変えるように皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。特にこの日本は瑞穂の国
であります。米づくりが一番合っているんですよ。これを大豆つくれとか小麦つくれとか
トウモロコシつくれなんて言ってるから間違いなんです。米を大豆、小麦、トウモロコシに、
いかにこう同じような機能に変えていくか、私はこれが日本の農業にかかっていると思って
います。もう米をたくさんつくっても過剰米なんて言わないで、これをえさ用に、動物の飼
料に加工できれば、私は絶対、日本のこの国土を守るのにも、そして気候風土からいっても
米づくりが一番合っているんですよ。これを何とか、特に東京農大の先生方にも話してい
るんですよ。先生もう少し日本は米の加工技術をお勉強したらどうなんだいと。米づくりを
やめさせるんじゃなくて、米以外のものに転作するんじゃなくて、米つくって米をどのよう
に加工すれば、小麦あるいはトウモロコシあるいは大豆にかわるような作物に利用できるん
だか、商品化できるんだか、そういった勉強すれば、私は日本の農業はまだまだ明るい希望
が持てると思います。こういったことでT P Pの提携には農業には絶対迷惑でありますから
反対します。ただ工業を思ったときに、果たして工業の皆さんは農業をいかに理解してくれ
るんだか、その理解の深度によっては提携してもいいのではないか、やむを得ないのではな
いかという思いもあります。

次に、2つ目の農業委員会の組織編成と大規模な農業が今企業化して農地を持てるよう
になりました。こういったのが果たして本村にいいのかどうか。私は、星さん、申しわけない
のですけれども、大規模な担い手の農家の育成より、農業、農地は2反歩の農家も3反歩の
農家も全員で守るんだということで大規模な農家ばかり、担い手ばかり支援するんじゃ
なくて農業はみんなでやろう、この戸別所得補償も前の品目横断的安定対策事業、あれはも
ってのほかの政策で、大規模な担い手ばかりの支援でありましたが、今度は違うと思いま
す。今度の民主党政権なりましてからの戸別所得補償は、零細な2反歩、3反歩の農家にも

支援する、この支援方法は私は中山間地農業に合っている、ですからこれは支持していきたいと思いますし、これに全戸加入して支援を受けながら、もちろん支援なしでやっていくのが一番いいのでありますが、今の価格ではとても無理です。支援なしでやっていけるには、この価格を安定させなければならないわけですから、価格安定するまではぜひ所得補償の支援を受けて、この事業に参加してまいりたいと思います。

次、3番目の地デジ対策ですが、地デジは今、難聴地域が、青生野地区が大半だったんですけれども、162戸という最初のお話だったんですけれども、今192戸になったそうです。ですが、これ国の資金で衛星放送の受信を年度内にできるように手配済みだそうです。ただ、衛星放送ですと中央の番組しか見られないんですね、地方のローカル放送が見られないんです。ローカル放送は5年間は無償で衛星放送で対策してくれるそうですから、5年間のうちにこういった施策で、方法でローカル番組見られるようになるか、この辺を皆さんで検討していきたいと思います。

あと、光ケーブルの加入であります、このインターネットへの加入でもって光の維持費が、今、加入ゼロですと1,000万円ほどかかるそうです。それが加入が240戸になりますと、維持管理費はそちらでペイできるから村の負担はゼロだそうです。ただいま申し込みが200戸あるそうです。ですからあと40戸の皆さんが加入してもらって目標達成できますから村の負担はしなくてもいいそうです。

次には、5番目ですが、私の3期目の抱負ですが、これ私は特に今11番の前田武久議員がにらんでいるのね。これは、おまえは2期と言ったべと、2期と言ったか10年と言ったか忘れましたが、そういったことで果たして2期目、3期目やっていいのかな、2期目より前に出られるのかなと、そういう思いもあります。ですから、よく後援会の皆さんと相談しながら、3期目の対応は皆さんに、そして皆さんと一緒に、皆さんにもご理解をいただかなくてはならないと思います。議員と皆さんと相談しながら、どうぞ皆さんも全員、次の選挙に臨むからおまえもやれというありがたい言葉受けられると、それこそ意欲的に3選への出馬を表明しますが、まずは後援会の皆さんの判断を仰いでから皆さんにご相談を申し上げたいと思っております。

以上で7番、星議員の答弁にさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 別に村長に今度質問はしませんけれども、まあ皆さんもごく一部の報道なんです、今、北海道から東北が、村長も知っていると思いますね、資源が買われてい

るんですよ、外国に。そういう問題が今これから心配される問題なんですよ。日本の資源をどんどん買っているんですよ、日本の国を。北海道から今東北まで来たそうですよ。ですからこういうものをきちっと抑える、それがやはりこのＴＰＰの交渉も同じですが、やはり日本らしい姿勢といいますか、目標といいますかそれが今課せられているのかなというふうに思っています。

まあ、地デジの関係も我々耳にしていたよりも戸数がふえたというふうに考えておりますし、そうした関係で衛星放送使うということで、まあとりあえず利用者は心配しなくて地デジを見られるのかなというふうに考えておりますし、インターネットも240戸あれば村の持ち出し財源はないんだよということで、あとひと踏ん張り、まあ村を初め何とかこう目標を達成して、その域に達したいなと私も思っております。

ひとつそういう、こう目には見えないけれども、ひそかにそういう日本列島が侵されているということも皆さんの中でご認識してこれから強い日本をつくるべきであるというふうに思っておりますし、皆さん一人一人のこれからの村を生きるための、あるいは家族、若者を救うためにも、ひとつこれからのご尽力をお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田三郎君）　ここで11時35分まで休憩いたします。

（午前11時25分）

○議長（前田三郎君）　休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◇　前　田　雅　秀　君

○議長（前田三郎君）　一般質問を行います。

3番、前田雅秀君。

〔3番　前田雅秀君　登壇〕

○3番（前田雅秀君）　第10回定例会において一般質問を3番、前田が行います。

村の農業の6次産業化について。

本年度の9月の農林水産省の発表によりますと、日本の農業就業人口は平成17年に比べ22.4%減少し、農業就業人口の平均年齢は65.8歳とさらに高齢になりました。若者は家業で

ある農家を離れ、後継ぎもなく農家の継続は深刻な問題を抱えているところでございます。またこの間、毎日のようにマスコミ等で取り上げられておりますＴＰＰ、環太平洋戦略的経済連携協定の参加問題など、過疎中山間地域の農業どころか日本の農業に大きな危機が訪れていると言えます。このような中、近年増加傾向にある第６次産業という生き残りの道が話題になっておるところでございます。鮫川村ではバイオマス・ヴィレッジ構想の中で、この農業の６次産業化というお考えがあらわされております。既に構想の段階ではないと思いますので、次の３点についてお尋ねをいたします。

１つ目に、バイオマス・ヴィレッジ構想の中で、農業の６次産業化というものはどのような具体的施策となって実施されているのでしょうか。

２つ目に、村の農産物直売所「手・まめ・館」の取り組みも農業の６次産業化施策の一つであると理解しておるところでございます。村の農産物生産者の所得の伸びや雇用創出の効果はどのぐらいあったのでしょうか。

３番目に、今後バイオマス・ヴィレッジ構想がさまざまな具体的施策として実施され、村の活性化につながることを期待しておりますが、６次産業化、村の活性化の効果をどのように検証していくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） ３番、前田雅秀議員の村の農業の６次産業化についてお答えをいたします。

まず１番目の、バイオマス・ヴィレッジ構想の中で農業の６次産業化の施策ですが、流れとしては家畜排せつ物等を豊かな土づくりセンターで堆肥化し、その堆肥を肥料として農作物に、この農作物を加工し、付加価値をつけて販売するという考え方であります。現時点では、みずから許可を取り農作物の加工販売をしている農家もあります。このような農家を多く育成していくことが必要であるのではないかと考えます。また一方では「手・まめ・館」が間に入ることにより、全体として６次産業化が推進されるという方向性も必要ではないかと思われますので、両施策を効率的に推進してまいりたいと思います。一方では農家がみずから加工所を手がける、もう一方では「手・まめ・館」の力をかりて農作物を加工する、こういったことです。

次に、農産物直売所「手・まめ・館」の設置による農産物生産者の所得の伸びや雇用創出

の効果であります。登録生産者数が105名です。平成21年度の取扱高が1億200万円となっております。このうち農家への直接支払いが5,400万円となっております。また「手・まめ・館」の従業員は現在16名雇用しております。平成17年11月に「手・まめ・館」をオープンして昨年で満4年が経過し、以上のような実績が残せたことは想像以上の成果であり、高い評価に私は値するものと思っております。

3番目のご質問の6次産業化の効果検証であります。一つは先ほど申し上げました生産、加工、販売までの農家あるいは農家組織の増加であります。

次に、「手・まめ・館」事業における伸長状況であります。良質堆肥の生産から農産物の生産、加工、販売をより効果的に行い、循環型地域社会の形成により豆で達者な村づくりをさらに推し進め、経済波及効果を検証しながらも施策展開をしてみたいと思います。

以上で議員各位のご協力をお願いしまして、3番、前田雅秀議員の質問の答弁とさせていただきます。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の12月定例議会におきまして、次の2点について一般質問をいたします。

まず、第1点目であります。

提出済みの要望、陳情案件の執行についての一般質問であります。

村民からの各要望、陳情は多年にわたり多数件あります。これは村民の生活へ直接影響のある案件であると認識をいたします。しかしこれらの要望、陳情には予算が伴うものもあり、財源確保の観点から即座に執行できるものではないと認識をしております。現在までの数多い要望、陳情の中で、未着手の案件の実現に向けて次の各4点についてお伺いをいたします。

第1点目、現在までの要望、陳情の未着手案件の年度別、要件別件数をお示し願いたいと思います。

2点目、新年度の事業計画策定時に要望、陳情案件の執行計画は、いかなる時期に、どの時期に、どの会議等で決議、決定をされるのかお伺いをいたします。

3点目、未執行のままの要因については、陳情、要望の提出者に周知されているのか。

4点目、要望、陳情への執行を決定する優先順位の基準はどのようなものか。

続いて2点目の質問であります。

消防団の組織編成と有事の際の支援組織についてであります。

村民の生命、財産を守るべく、消防団の組織運営、突発的な災害や火災に対処する支援組織の改善策について、次の2点について伺いをいたします。

1点目、団員の減少や職場環境の変化によって組織の編成が見直されておりますが、新組織の内容と今後の課題は一体何なのか。

2点目、有事の際の団員の出動、初期活動を支援する消防団OBによる支援組織の編成や役場庁舎内に自衛消防団を設置して、火災発生を最小限度にとどめる必要があると考えておりますが、これらの消防団支援策について村長の所見を伺うものであります。

以上2点、一般質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2件の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の要望、陳情案件の執行についてであります。

まずは村に提出されました要望、陳情であります。平成15年度から現在まで提出され、村において受理された件数は62件であります。そのうち内容的に検討の対象からはずしたものが3件あります。受理された要望、陳情のうち未着手のものですが、平成15年度分が2件、平成16年度分が5件、平成17年はゼロです。平成18年度は3件、19年度1件、20年度5件、21年度1件、22年度3件の合計20件であります。

次に、要件別であります。道路整備関係が11件、やはり半分が道路整備関係であります。なかなか裏づけがとれませんし、補助金がありませんでしたので未着手です。河川水路改修が3件、水道が1件、防火水槽が2件、急傾斜対策が1件、地域調査の再調査が1件、学校施設整備が1件となっております。

次に、事業採択の基準、事業実施計画の検討の時期、意思決定のシステムであります。主として新年度予算編成の時期に、緊急性、重要性、そして他地区との均衡性などを考慮して、担当課内で検討するようにしております。課から上がってきた計画につきましては、事業規模に応じて担当課からの提案を、総務課長、区村長を経由して、最終的に私の決済を得て決定されるもの、村長も入りました私も入りました関係課長会議で決定されるもの、さらには、村長からの指示で課内検討し、その検討結果を踏まえて実施に移されるものなど、状

況に応じた意思決定をしているところであります。

また、財源確保が重要な要素になりますので、国・県の情報収集や、その他補助団体の動向を注視し、事業獲得の可能性があればいつでも要望するようにしているところであります。

次に、未執行の事業について、その事情を要望者に報告しているのかというおたかしであります。この件につきましては、改めて報告といいますかご説明はいたしておりませんが、ほぼ毎月開いております区長会議等で、各行政区の事情について意見交換するなど行政区としての要望は大事にしているところであり、相互理解を深めるように努力をしております。また、各種会議等でも住民の皆さんの意見や要望等を努めて伺うようにしているところであります。その中で、全体の世論を把握しながら、要望された事業について判断させていただいているところであります。今後も村政が村民にとって身近に感じられるように努めてまいり所存であります。いろいろな機会を通して村民の皆さんの要望をお聞きしながら、議会の皆様方と相談をさせていただきながら、その実現に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、消防団の組織編成と有事の際の支援組織についてであります。

本村の消防団は、昭和23年4月の消防組織法の施行によって組織をされ、昭和32年から7つの分団で編成され、以来50年の長きにわたり、ほぼ同じ形で推移してきたものであります。近年の少子高齢化、若年層の減少等により定数の維持が困難となってきたため、平成18年10月に各分団から2名ずつ選出をいただき、鯨川村消防団組織定数検討委員会を立ち上げ、以降7回の検討委員会を開かせていただきまして、平成20年1月に答申されたものであります。

答申の主な内容であります。村消防団の組織については、時代の移り変わりが激しいため段階的に見直しを図り、今後10年以内に3つの分団にすることが適当であるという答申でございました。また、消防団の定数につきましては、消防団に寄せられる期待は大きく、火災はもとより、風水害、地震災害や国民保護法に関する分野まで活動範囲が広がっていることから、単純な減員を行わず団員の確保対策を講じられるように望むとともに、団員の確保については厳しい状況が予想されるため、消防団OBの協力によつての検討もお願いしますという内容でありました。

本村の消防団組織再編につきましては、これらの答申を踏まえ、平成20年4月に機械器具配置の一部見直しを行ったところであります。今回、議案第95号で提案いたしております条例改正案ですが、消防団幹部への説明会、そして各行政区長さんへの原案説明をいたし調整をしたものであります。内容であります。分団の活動を3つとし、現行の分団組織を部に

改め、各分団は2つないし3つの部に、各部には1つないし2つの班を置き、各分団に4つの班を置くとしております。定数につきましては、9月議会において改正しました28名となっております。今回の消防組織の改変により、各分団に消防ポンプ車を配備するため、ということは3分団編成ですから、今、消防ポンプは2台しかありません、ですから、早い時期に消防ポンプ1台を増車するとともに、将来の消防団幹部の人材育成のため、本団に訓練指導部を設置し、4名の訓練指導部長を新設する計画でおります。こうした組織改変の動向も見据えて、有事の際の消防団員の出動及び初動活動を支援する組織として、消防団OBの組織化も検討する必要があると考えております。

次に、役場の自衛消防団設置についてお答えいたします。

現在、消防団には職員が18名それぞれの地区で入団をしております。その者には分団活動を優先に従事してもらっております。さらに、消防団員OBを含むその他の職員につきましては、消防団支援活動や災害救助活動としての役割もあり、相当数の職員がそれぞれの任務で一斉に出動しなければならなくなっております。私も当初、役場職員の自衛消防組織ができないか検討した経緯がありますが、職員数も減らしてきましたこともあり、さらになかなか自衛消防隊の役場内の組織は難しい状況にあるのではないかと思います。

その他の制度としまして、消防団協力事業所表示制度を制定し、来年1月から、村内の事業所を対象に消防団活動に対する支援や消防活動等に対する機材の提供などに協力してくれる事業所に対し、消防団協力事業所表示証を交付し、協力事業所をふやしていきたいと考えております。今月には、村内の土木業者5社に村で所有していた軽トラック型の小型動力ポンプ積載車を譲渡し、消防団活動の支援のために活用していただくことになっております。この制度において、消防団協力事業として認定していく考えであります。事業所でやらなければならないのは、その自動車の車検の整備ということになります。あとは、有事の際には、その事業所で協力していただくという態勢でお願いしております。

また、年次計画で予定している車両の更新に合わせて、初期の消防活動に手薄な地域の事業所に対しましても、車両の譲渡を進めていくことも、今検討しているところであります。

サラリーマン団員がふえる中で、広域消防と消防団がより緊密な関係を築き、消防防災体制の強化と、みずからの地域はみずからが守るという郷土愛の精神に基づき、地域住民の生命、身体及び財産を、あらゆる災害等から守る活動を進めてまいりたいと考えております。

なお、一般の方が消防機関や消防団員が現場に駆けつけるまでの、初期消火に従事していた場合は、消防団員等の公務災害補償が適用されることがありますが、火事を出さない、起

こさないということが大事であろうかと思いますので、村民の火の用心の意識の高揚について、なお一層強く働きかけてまいる所存でありますので、議員の皆様方のご協力をお願いするところであります。

以上で8番、関根政雄議員の2点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 2点の一般質問につきまして再質問いたしますけれども、第1点目の、要望、陳情について平成15年から62件、3件が要望、陳情に匹敵しないということで、そのあと20件の道路からそれから急傾斜、さまざまな案件が20件まだ未執行とされておりますけれども、村長、この20件の未執行に対して、今後どのように前向きに対処するのか、お考えなのか1点ご質問いたします。

それと、次の消防団の支援組織であります、まず、職員が18名消防団に入っていると、今緊急時が起きた場合、18人の職員がすべて各分団に戻って、消防活動に従事しろというような指示をされているのか。例えば、村の中心部分で火災が発生した場合に、各分団に戻って、また戻ってポンプ車持ってくるような指導をされているのか、ひとつ。

それと、ここ近年の火災発生時、災害時の出勤率、要員が100であれば何パーセントの出勤率なのか、お伺いをいたします。

それと、3つ目ですけれども、今、村長のほうから、村内の事業所に今年度減った小型車両をお願いして、協力態勢を望むというような答弁でしたけれども、これに対して村内事業所の動向はどうか、意向はどうか。それと、有事の際、出勤して災害が起きた場合の補償はどうか。さらには、この車両に対する維持経費はどうか。車検とか燃料費はどうか。それから、もう一つは、事業所の方々は、有事が起きた場合には率先して消火活動に従事してくれると思います。そういった場合の、消防団活動を長く経験している従業員であれば結構ですけれども、村内の事業所の中には若くてまだ消防の活動もしていない従業員、さらには、年配で消防活動を引退された方もおりますけれども、こういった方々が消防器械を扱って、そして有事の際に消火活動をするということにおいて、役場としてお願いした以上は、そういった統一した訓練をして、最低限度のポンプ操法とか、そういうものを指導する必要があるのではないかということです。過去には、本村においては要員でさえ、機械器具点検で大けがをした過去もございますので、やっぱりとっさのときのそういった教育もあわせて事業者に必要なのではないかということもあわせて再質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8 番、関根政雄議員の再質問であります。

まず、最初の未着手の案件であります、先ほど申し上げましたように、道路関係が11件とか、いろいろこのあります。いずれも大事な事業で、その地域にとりましては必要な事業であろうかと思いますが、順次取り組んでいるところであります。例えば、切払地区の水道関係、これは、来年は落合地区であります、次に計画をしております。こういったことで、あとはいろいろ道路関係であります、例えば、熊野神社の村道脇の側溝のふたをかけてくれという要望がありましたが、このふたは、全部側溝を入れ替えしなくちゃならないのですね。側溝をかけるようなふたを最初から設置すればよかったのですけれども、そうでない側溝が入っているものですから入れ替えが必要だ、そういったことで、我慢してもらえないかなと、そういう思いでもありますし、いろいろこういった採択にならなかった理由には物語があります。例えば、蕨平の防火水槽は、年3基以上つけないと国の補助がおりない。ですから、もう1基の、2基はあるそうです。もう1基の設置要望箇所が必要だそうです。こういったことで、要所要所それぞれ検討して協議をしながら、皆さんの要望は決して無にしているわけではありません。国の補助事業あるいは必要性等を検討しながら取り組んでいるところであります。

次に、職員の出勤回数等は係のほうで整理しております。あとは、各事業所をお願いした消防活動の技術、こういったのを、実は私も総合防災訓練で、現場で団員の技術を見ているのですけれども、なかなか手なれた団員もおりますが、団員の中でも相当器械が手ごわいような団員もおります。そういった団員のないように、ああいった訓練がとても必要だと考えておりますから、なおさら各事業所ですぐポンプの操作はできるとは思っておりません。こういった各それぞれの事業所で、各地区に消防団員がおるわけですから、こういった時期に、点検時期とか月1回ぐらい各分団では機械器具点検をしておりますから、こんな時期に各事業所の器械も見てもらうような指導もしなければならぬのかなと、今、議員に指摘されながら考えておりましたので、その辺、地元消防団と事業所5社です、の連携もこれから考えに入れていきたいと思っております。

あと、先ほど申し上げましたように、車検等とか故障した際、器具の補修、これは一切事業所をお願いをしております。こういったことで、村の事業をやっている事業所ですから、こういった協力はぜひ住民の生命、財産を守る作業には協力いただきたいと、こういうお願いをしたところ、快くその辺は受けてくれたようであります。

あとは、係のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） 消防団に入っております職員の活動の仕方ということでございますが、最初に分団に戻って活動するようというのは、これは指示をしているところです。職員の場合、例えば農林課の職員などは、山林火災などの場合には、その山林の災害がどの場所でどういうふうに起きているのかというのを確認する必要がありますので、地図を持って現場へ出かけなければならない。あるいは、住宅火災の場合には、住民課の職員は被災した方々の生活用品の用具等の手配をしなければならないというので、団員であってもそれを優先して仕事に携わるというようになっておりますので、ここはなかなか職員が減っている中では、そういったものも含めて考えますと、ここに分団を、役場も組織をしてやっていくという点ではちょっと要員不足もあるという点を、今感じていたところでございます。

それから、災害時の要員の出勤率につきましてですが、私がこの職に就きましてから災害時の対応を担当しておりますけれども、夜間に発生しました火災につきましては、ほぼ8割程度の要員が出動されておるようです。それから、日中の消火活動などにつきましては半分以下になっています。ですから、そういう場合には常備消防との連携もありますので、先ほどのような公務に携わらない職員につきましては、いち早く分団に戻って自動車ポンプあるいは可搬式ポンプの移動をお願いして消火に当たるというような形で進めているところでございます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 消防団の支援につきまして、出勤率が日中の場合50%ということになります。今、うちの村の人口が約4,000人を切りまして、平成30年代には3,000人を切るだろうという予測もされている中で、どうしても高齢化率が高まる。そして、ひとり暮らしのお年寄りもふえつつあるということは懸念されていますけれども、それと比例して火災の発生率も、どうしても高くなる確率も高いということもあって、また後継者が、村に住む若い人たちが、どうしても減っていく現象が見受けられますし、今後、今、消防団の編成がされましたけれども、将来的には一部の分団で1台、2台しか置けない状況も考えられる。消防で、少ない人口の中で、早めにやっぱり支援策を考えていかないとならないときがもう既にやってくると思います。

そこで、村長も当初の答弁に役場職員の支援隊を考えたこともあったと聞いておりますけれども、職場で仕事を、職務するというのは、民間企業も役場も実は同じであります。途中で有事の際に抜けたあとの職場のフォローは、皆、役場も民間企業もやっていることである

し、ましてこの中心部に位置する役場の職員が18名、今後さらにふえるかどうか、減る可能性も高いと思いますけれども、そういった職員間の中で1台保有して、分団に戻って、また中心部の火災を消しに来る。これも一つの消防活動でありますけれども、中心部でケース・バイ・ケースですけれども、中心部で火災が発生した場合に、いち早くここで1台、小型4人いれば動かします。そういった初期活動も、今後支援隊をしていかない限りは、どんどんと人口が減ってきて若者が減る、さらには分団活動が運営できなくなるというところの支援策を、今後さらに、村長考えていく気があるのかどうか、村長のお考えをただしまして一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。まず、役場で勤めているのが、消防団にお願いしているのが、果たして火災が発生させてから消すのではなくて、予防消防の徹底に一番力を入れているところであります。こういったことではありますが、一時火災が発生した場合に、役場職員内で自衛消防隊を組織していち早く駆けつけるか、果たして役場職員が、もちろん火災の発生の場合には、一番先に現場に駆けつけるべく私らも努力はしているのですけれども、消防ポンプを持って行って一緒にやるのか、それとも消防団の支援に回るのか、その辺判断が容易でないかと思います。役場職員の中で消防団を組織して、真っ先にポンプを持って駆けつけて、現場で活躍するか、それとも、常備消防あるいは地元の消防団にいち早く駆けつけて応援するか、この辺、さらに検討が必要ではないかと思いますので、きょうは即答を避けて、後日皆さんとの話し合いの中で役場職員の体制等も指導を受けながら検討していきたいと思います。これは決して、関根政雄議員の意見も大切ではないかとは思っております。ただ、職員が果たして各分団と張り合って消防活動を邪魔するようになっちゃっては、私も消防団の経験あります。まず、真っ先に行って常備消防に負けるなという、分団の、消防団の元気さを見せたい。そういう思いが強い私は団員でありました。一番先に駆けつけて、常備消防になんて負けていられるかと、そういうふうに張り合うよりは、今になってみると、常備消防にいかにか消火活動をスムーズにいかにか応援する、こういった仕事も必要ではないか。役場職員が果たしてどうなのか。その辺よく皆さんで検証しながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩します。

（午後 零時11分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時20分）

◎議案第95号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第95号 鮫川村消防団条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第95号 鮫川村消防団条例についてのご説明を申し上げます。

本村消防団の組織体制を時代の変化に対応できるようにするために、組織体制を来年4月から再編すべく、消防団役員会等で検討を重ねてきたところであります。

再編の内容であります。現在の7分団制から3分団制にし、現行の分団組織を部に改め、各分団は2ないし3の部に、各部には2つ以内の班を置き、各分団に班を4つ置くとするものであります。

今回の条例制定は、旧条例を廃止し、組織再編に合わせて条項をわかりやすく整理するとともに、団員の任命要件、服務規定、規律、分限、条項等を加える等、今日の情勢にあった内容にするるとともに、報酬につきまして一部を改正するものであります。昭和32年以来半世紀以上にわたって続いてきた組織体制を変えるものでありますので、現場に混乱が生じないよう最善の努力をしてまいりたいと考えております。議員皆様方にもさまざまな形でご指導、ご協力をお願いするものであります。

以上で議案第95号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

◎議案第96号～議案第102号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案96号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）

から日程第11、議案第102号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第96号から議案第102号までの7議案につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに議案第96号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書の5ページですが、事項別明細書によって説明をいたします。事項別明細書は1、2ページをごらん願います。

補正前の予算額31億9,688万7,000円に対しまして、今回207万1,000円を増額し、補正後の予算総額を31億9,895万8,000円とするものであります。

3ページをお開きください。

歳入の主なものですが、1款村税の1目固定資産税2節の滞納繰越分は、昨年度村内の企業が倒産し、固定資産税の滞納が発生したため計上するものであります。昨年度倒産を確認した時点で資産管財人に村税の納税請求をしたところであり、管財人から納税され次第速やかに処理したいと考えております。

次に、9款地方交付税5,000万円の補正ですが、これは普通交付税の本算定の確定によるものであります。今回の補正額を含めた普通交付税の総額は、14億9,602万9,000円であり、前年度に比べ額にして7,032万4,000円、率にして4.9%の増となっております。これは、地方の経済対策を支援する雇用対策、地域資源活用臨時対策費が特別枠で加算されたものであります。

次に、13款国庫支出金1目の民生費国庫補助金の2節児童福祉費の補助金の次世代育成支援対策交付金129万円は、こどもセンター運営に対する補助金であり、今回名称変更により受入科目を県補助金からこの科目に変更するものであります。

3目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金の中の長寿命化修繕計画策定事業費99万円

は、事業費の確定による減額であります。地域活力基盤創造交付金1,650万円の減額は、この事業の名称が社会資本整備総合交付金に変更されたため、新たに社会資本整備総合交付金という名称に移ったため1,171万3,000円を計上したものであります。この事業は、村道遠ヶ竜・戸草線改良事業の補助金であり、今回事業費が確定したため確定額を計上したものであります。

次に、2節の住宅費補助金であります。これは、宿ノ入住宅建設事業の事業費確定による補正であります。社会資本整備総合交付金555万5,000円は、村営住宅の家賃低減化分と高齢者住宅の低減化分に対する交付金であります。

14款県支出金の1目民生費県負担金の6節保険基盤安定負担金51万3,000円は、後期高齢者医療保険料の軽減に対する負担金であります。

4ページです。

14款県支出金2項県補助金の1目総務費補助金の1節総務管理費補助金の辺地共聴施設整備事業112万円の減額は、地デジ難視聴対策事業費補助金の名称が変わりまして、19款諸収入の雑入に科目変更されたためであります。

2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の中の児童環境づくり基盤整備事業費171万7,000円の減額も、補助事業の名称変更により歳入科目が国庫補助金の次世代育成支援対策交付金に変更になったためのものであります。

3目です。衛生費補助金の1節保健衛生費の補助金の中の新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金80万5,000円は、接種費用の一部を助成することになったために計上するものであります。

4目労働費県補助金の1節労働費補助金の緊急雇用創出基金事業費117万9,000円は、福祉介護人材育成事業が採択されたため計上したものであります。

5目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の中の中山間地域等直接支払交付金1,639万5,000円の減額は、今年度の交付金の確定によるもので、当初計画より取り組み面積が減少したため、残念ながら減額するものであります。

2節林業補助金の森林整備加速化林業財政事業費210万円は、作業道中沢・草木線の事業費増額にともなう補正であります。

次に、16款寄附金の1節地域振興費の補助金は、ふるさとづくり寄附金として7名の方々からご寄附をいただいたものを計上したものであります。

5ページをごらんください。

17款繰入金の1目財政調整基金です。今回6,670万円を戻し入れするものであります。これにより財政調整基金は、前年度末の残高に902万円上積みするものであります。

次に、19款の諸収入です。1節雑入の防災行政無線損害保険金は、個別受信機の落雷の被害による保険金の収入です。個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金は、地デジ対策共聴組合に対する助成金であります。

次に、20款村債です。議案書の9ページとあわせてごらんください。

1目辺地対策事業債は、村道遠ヶ竜・戸草線改良事業費の事業費確定による減額であります。

2目過疎対策事業債は4,110万円の増額補正であります。内容ですが、東野中部農免農道整備事業70万円は、事業費の増額による補正であります。今回、大豆生産奨励事業債から診療所医師確保対策事業債までの4事業に4,040万円を計上しておりますが、これらの事業は、既に一般財源を使用しまして予算措置をし実施しているものであります。この起債は、過疎地域自立促進法の改正により今年度から認められるもので、いわゆるソフト事業に対する過疎債適用という財政支援策であります。ご承知のように過疎債は、元利償還金の7割を国が補てんする制度であり、借入金の実際には3割返せばいいということで、実質7割の補助事業と同等のものであり、財源が乏しい本村にとりましては有効に活用したいと考えております。

事項別明細書の6ページをごらん願います。

歳出です。

2款総務費の1項総務管理費1目一般管理費の3節職員手当は、子ども手当、扶養手当、超過勤務手当の補正であります。

4節共済費の職員共済組合負担金85万円は、年金法の改正により増額の補正であります。積立金の上乗せです。雇用保険料56万1,000円は、負担率の改正によるものであります。

5目財政管理費の25節積立金152万7,000円は、7名の方々からいただいたご寄附金、ふるさとづくり寄附金であります。

6目企画費の19節負担金補助及び交付金の生活バス路線運行費補助金365万は、福島交通に対する塙・鮫川線と宝木経由石川線の運行補助金であります。

7ページです。

8目諸費の11節需用費の28万円は、これは防犯灯の修繕料であります。

9目経済危機対策臨時交付金事業費の賃金227万5,000円は、建築士雇用と景勝地や公共施

設周囲への景観保全作業賃金であります。

次に、3款民生費です。1目社会福祉総務費の13節委託料208万1,000円の減額は、社会福祉協議会に委託しておりますさざり荘指定管理業務が、改築による休業のため減額するものであります。さざり荘の改築による休業です。そのために減額しました。

19節負担金補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金640万6,000円の増額補正は、軽度介護者の予防事業増加による人件費不足を補助するものであります。

8ページをごらんください。

3款民生費の1項社会福祉費の3目後期高齢者医療事務費の19節をごらんください。

19節負担金補助及び交付金121万5,000円は、平成21年度後期高齢者の療養給付費確定による追加交付金であります。

28節繰出金68万5,000円は、後期高齢者医療特別会計に対する保険基盤安定のための繰出金であります。

4目介護保険事務費の28節繰出金236万7,000円の減額は、介護保険事務費と地域おこしセンター運営費の減額であります。

2項児童福祉費の4目保育園費の人件費減額は、職員の給与条例の改正によるものであります。

5目こどもセンターの7節賃金162万1,000円は、給食調理員の賃金です。

11節需用費の修繕料79万4,000円は、こどもセンターの暖房機とバス等の修繕料であります。

9ページをごらん願います。

4款衛生費です。2目予防費の13節の委託料175万1,000円は、医療機関に支払う新型インフルエンザ予防接種委託料であります。

4目環境衛生費の22節補償補てん及び賠償金の立木補償700万円は、鉾木田水源地国有林の立木、杉が8,523本あるそうです、これは、鉾木田地区の部分林の補償です。立木の補償で700万円を予算計上させていただきました。

5目診療費の28節繰出金の国民健康保険特別会計直診勘定440万円は、過疎対策事業債で認可される医師確保対策事業費の増額分であります。

6目保健センター費の11節需用費の修繕料58万1,000円は、施設のエアコン修繕料であります。

10ページをごらん願います。

5 款労働費の 1 目労働諸費の13節委託料117万9,000円は、授産施設に委託して実施している福祉介護人材育成事業であります。これたんぼぼの家に委託しておる事業であります。

次に、6 款農林水産業費です。1 目の農業委員会費の19節負担金補助及び交付金の結婚相談室設置事業費補助金の10万円は、結婚相談室の運営や活動に関する諸経費を補助するものであります。

2 目農業総務費の人件費補正は、職員の一時休業取得によるものであります。

3 目農業振興費の15節工事請負費184万8,000円は、「手・まめ・館」パン工房の喫茶室にかかわるカウンターとエアコンの整備、さらにパン工房と隣接する「手・まめ・館」の排水溝を接合させるための工事であります。

19節負担金補助及び交付金のわな狩猟免許取得講習会負担金21万円は、有害鳥獣駆除対策強化のため、わな免許取得を希望する村民に講習会負担金を全額助成する予算であります。免許取得の費用には7,000円、1 人かかるそうです。30人分枠を予算化させていただきました。

中山間地域等直接支払交付金2,185万8,000円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、残念なことです。当初計画に比較して取り組む集落面積が減少したことによるものであります。

11ページ 7 目地籍調査費13節の委託料71万1,000円は、県からの補助金が増額されたため測量面積をふやすものであります。

次に、2 項林業費の 2 目林業振興費の15節工事請負費220万円は、作業道中沢・草木線の施工延長が延びるために増額するものであります。

17節公有財産購入費100万円の減額は、中沢・草木線の用地購入費の確定による減額であります。

12ページをごらんください。

7 款商工費の 2 目消費者行政推進費の11節需用費8万2,000円は、県予算補正に対応したもので振り込め詐欺等に遭わないための啓発費であります。

3 目観光費の需用費の印刷製本費の28万4,000円は、観光パンフレットの印刷費であります。

4 目鹿角平観光牧場の17節公有財産購入費1,982万7,000円は、クロスカントリーコース整備による用地買収費であります。

13ページをごらんください。

8 款土木費の22節補償補てん及び賠償金の日陰林立木補償92万5,000円は、福島交通バス路線であります村道官沢・余所内線の日陰林解消のための予算であります。

2 目道路新設改良費の11節需用費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費の減額は、村道遠ヶ竜・戸草線改良事業の事業費確定によるものであります。

14ページをごらん願います。

土木費の2 目住宅建設費の13節委託料です。委託料の公営住宅建設工事設計業務管理176万4,000円の減額は、宿ノ入住宅団地建設事業費の確定によるものであります。公営住宅建替基本設計業務126万9,000円は、広畑住宅団地の建てかえ計画策定に要する経費であります。

15節工事請負費2,040万3,000円の減額は、宿ノ入住宅団地建設工事費の確定によるものであります。請け差がこのように2,000万円も出ましたので戻ってきました。

次に、9 款消防費です。1 目非常備消防費の9 節旅費10万円は、3 月に計画されております消防協会東白川支部主催による郡内4 町村合同による山林火災の共同防衛訓練の団員費用弁償であります。

3 目水防費の11節需用費、修繕料35万9,000円は、落雷により被災した防災行政無線個別受信機の修繕料であります。

15ページをごらんください。

10款教育費です。2 目教育振興費の11節需用費413万円は、来年度から小学校の学習指導要領が改訂されることに伴い、教師の指導書を購入するものであります。

16ページをごらんください。

5 項社会教育費、1 目の社会教育総務費15節の工事請負費115万円の減額は、鮫小の空き教室を改修して整備した放課後児童クラブ教室工事費の減額であります。

17ページをごらんください。

6 項保健体育費の2 目体育施設費の7 節賃金70万円は、トレーニングセンター管理人の賃金であります。

11節需用費の修繕料は、青少年広場のグラウンド整地費、トレーニングセンター更衣室の漏水箇所修繕料等であります。

続きまして、議案書10ページと事項別明細書21ページをごらんください。

議案書10ページ、議案第97号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）です。

初めに、事業勘定です。補正前の予算額が4億8,368万9,000円に対し、今回1,117万6,000

円を増額し、補正後の予算総額を4億9,486万5,000円とするものであります。

事項別明細書は22ページです。

歳入です。

3款療養給付費交付金1目療養給付費交付金1節現年度分307万5,000円ですが、これは退職者医療交付金の増額補正であります。

次に、6款共同事業交付金の1目1節共同事業交付金1,213万4,000円は、80万以上の高額医療費が増加しているために増額するものであります。

2節保健財政共同安定化事業交付金439万6,000円の減額は、30万円から80万円までの高額医療費が減少しているために減額するものであります。

8款繰入金1目1節の一般会計繰入金36万3,000円の増額は、事務費増額によるものであります。

次に、23ページの歳出です。

1款総務費は人事異動によるものであります。

2款保険給付費の補正は、医療費が前年度対比で10%程度伸びているのが主な要因であります。

24ページをごらんください。

7款共同事業拠出金の2目高額医療費共同事業拠出金19節負担金補助及び交付金111万5,000円の増額は、医療費の増額によるものであります。

2目保険共同安定化事業拠出金の19節負担金補助及び交付金910万1,000円の減額は、県連合会による試算が過大であったために減額するものであります。

次に、事項別明細書の27ページをごらんください。

国保直診勘定です。国保直診勘定、補正前の予算額が9,421万に対し、今回補正を70万円減額し、補正後の予算額を9,351万円にするものであります。

28ページをごらんください。

1款診療収入の補正は、現予算に比べまして診療収入が減少する見込みであるため補正するものであります。

3款繰入金1項1目1節の一般会計繰入金440万円の補正は、今年度から過疎対策法が改正され、医師確保策にかかわる人件費が過疎対策事業債の対象になるために措置したものであります。

29ページをごらんください。

歳出の1款総務費の人件費補正は給与条例の改正によるものであります。

次に、議案書の13ページ。

議案第98号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。事項別明細書では32ページをごらんください。

補正前の予算額が8,556万5,000円に対し、今回31万4,000円を増額し、補正後の予算総額を8,587万9,000円とするものであります。

33ページをごらんください。

5款諸収入の2目1節雑入31万4,000円の増額ですが、これは落雷被害による共済金の収入であります。

歳出の1款総務費の1目一般管理費の人件費補正ですが、これは給与条例改正によるものと子ども手当の増額によるものであります。

次に、議案書は15ページですが、平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計の補正予算です。事項別明細書の36ページをごらんください。

村営バス事業特別会計補正予算（第2号）です。今回は予備費を財源としての補正であり、予算総額には変更はございません。

1款総務費の1目村営バス事業費の4節共済費と7節賃金の補正は、嘱託運転手の超過勤務等による補正であります。

13節委託料7万2,000円の補正は、定期券、回数券販売を委託しておりますJRバス会社への委託料の補正であります。

次に、議案書の17ページ。

議案第100号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。事項別明細書では、37ページをごらんください。

補正前の予算額4億2,380万4,000円に対し、今回236万7,000円を減額し、補正後の予算総額を4億2,143万7,000円とするものであります。

38ページをごらんください。

歳入の7款繰入金の1目一般会計繰入金の4節事務費繰入金236万7,000円の減額は、地域包括支援センター職員の人事異動によるものであります。

歳出の1款総務費の補正は給与条例の改正によるものであります。

39ページをごらんください。

1款総務費の4項1目の地域包括センター運営費の13節委託料232万9,000円の減額は、職

員の人事異動によるものであります。今回昨年の、職員を本庁に戻しまして、今、職員を包括支援センターに連れてきた人員移動によるものであります。

2 款保険給付費の 4 項 1 目居宅介護サービス給付費の19節負担金補助及び交付金696万1,000円の減額は、重度の方が特老さめがわ等に入所したことによる利用者の減少によるものであります。

2 目特例居宅介護サービス給付費の19節負担金補助及び交付金316万4,000円の増額は、ひだまり荘短期入所者の利用増によるものであります。短期入所者がふえたそうです。

3 目地域密着型介護サービス給付費の19節負担金補助及び交付金127万2,000円の増額は、特老さめがわ等への入所者の増であります。

40ページです。

2 款保険給付費の 2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費の19節負担金補助及び交付金190万8,000円の増額は、在宅介護者のサービス利用増によるものであります。

6 目介護予防サービス計画給付費の19節負担金補助及び交付金34万2,000円の増額は、軽度の方の利用者の増によるものであります。

次に、議案書の19ページです。

議案第101号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）であります。事項別明細書の44ページをごらんください。

今回の補正は、予備費を財源として補正するものであり、予算総額は変更ございません。

1 款総務費 1 項 1 目の一般管理費の補正は、職員の給与条例の改正によるものと臨時職員の社会保険負担金が制度改正により増額されたためのものであります。

次に、議案書21ページ。

議案第102号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。事項別明細書は47ページをごらんください。

補正前の予算額が3,374万9,000円に対しまして、今回68万4,000円を増額し、補正後の予算総額を3,443万3,000円とするものであります。

48ページをごらんください。

歳入の 2 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金の 2 節保険基盤安定繰入金68万4,000円の増額は、保険料軽減対策補てん分であります。

歳出の 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の 1 項 1 目の後期高齢者広域連合納付金の19節

負担金補助及び交付金68万5,000円の増額は、保険料軽減による負担金の増額分であります。

以上で議案第96号から議案第102号までの説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ説明といたします。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第12、議案第97号 鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 診療報酬の減額の要因についてお聞きしたいと思います。

今現在勤務されております先生ですか、それらの雇用条件は前と変わっているのですか。どうですか。それと、診療報酬の減額の要因、それをお聞きしたいと思います。

〔「事項別明細書28ページ」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝久君） 診療所の診療報酬と診療の収入が減じているということではありますが、確かに休みが多くなっております。最初の約束ですと、毎週月曜日だけ休みのわけだったのですが、なかなか地元で自分の経営している東京クリニックの後がまが見つからないということで、たびたび休みということでありました。ですが、最初のうちは、無理してお頼みしたから、申し訳ないからやむを得ないのかな。先生一生懸命探してくださいよという、そういうお願いでしておきましたが、あまりに長くかかりました。患者離れもしているようです。この辺ちょっと気になったものですから、課長に、先生約束と違いますから給料体系も変えますからということをお願いしましたところ、今月あたりから休みなくなったのかな、ほとんど休みなくなるようで、月曜日だけ週1回休み、あとは土日月3日間休みということです。土日月、これは最初の約束どおりです。あと4日間診療ということで、今やっておりますから、この診療が安定さえすれば、患者も戻って来てくれるのかなという思いであります。ですから、給料のほうは、まだ改定はしませんでした。当初の約束のままでやっておりますから、先生も約束に違反しているということは、重々承知だと思います。ですが、いろいろな事情を考えますときに、あまりにもむげには言えないのかなと。一生懸命探してはいるようです。ですが、最近患者からクレームが来るようになりました、文句が。そういったことで、

注意はしておきました。もちろん、私ではなくて課長を通して注意をして、医者の方も了解はいただいたようであります。気をつけて診療に当たらせるようにしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） その受診患者の利用状況なのですから、かなり減っているでしょう。予算からしても減っているみたいだし。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝久君） それほど減ったという報告は得ていないのですけれども、確かに月曜日休みもこれは結構痛い話だそうですが、あとは週に2回ほど休んだときに、午後休みとか午前中休みとか、そういうのがあったそうです。それで、患者が相当嫌って逃げたというお話も聞いております。ですが、それさえ解消されれば、あとは十分村の医療機関としては、私は緊急時の対応には十分対応していただけるものであると思います。ただ、患者数は調べたのあるかね。

〔「ないです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝久君） 今、資料等ないものですから、その辺の減り具合は、早い時期に年間の、昨年との比較した月別の患者数の報告をさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号 鯨川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日21日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

(午後 2時05分)

第 10 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成22年第10回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成22年12月22日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第 95号 鮫川村消防団条例

質疑、討論、採決

日程第 2 議案第 96号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）

質疑、討論、採決

日程第 3 議案第 98号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第 4 議案第 99号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第 5 議案第100号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第 6 議案第101号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第 7 議案第102号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第 8 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 TPPへの不参加を求める意見書の提出について

上程、説明、質疑、討論、採決

出席議員（12名）

1 番 岡 部 明 君
 3 番 前 田 雅 秀 君
 6 番 蛭 田 武 彦 君
 8 番 関 根 政 雄 君
 1 0 番 早 川 正 博 君
 1 2 番 青 戸 孝 夫 君

2 番 宗 田 雅 之 君
 5 番 坂 本 忠 雄 君
 7 番 星 一 彌 君
 9 番 山 形 郁 夫 君
 1 1 番 前 田 武 久 君
 1 3 番 前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 大 樂 勝 弘 君
 教 育 長 奥 貫 洋 君
 企 画 調 整 長 芳 賀 亨 君
 農 林 課 長 森 洋 君
 教 育 課 長 北 條 利 雄 君

副 村 長 白 坂 利 幸 君
 総 務 課 長 鈴 木 治 男 君
 住 民 福 祉 課 長 佐 藤 文 夫 君
 地 域 整 備 課 長 近 藤 保 弘 君
 農 事 務 局 長 増 谷 隆 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長 本 郷 秀 季

書 記 渡 邊 敬

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第95号 鮫川村消防団条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 第95号の消防団の条例改定でありますけれど、昨日、議案調査をさせていただいて、消防団の各分団の隊の編成、それから定数、報酬についての改正ということの説明を受けましたけれども、新たに組織の中で訓練指導部長4名というポストが設けられております。他町村にもこの部長制度を使って検閲やら日ごろの訓練で指導力を発揮する姿はあるので、望ましいと思っております。しかしながら、一番懸念するのは、分団長を終えた後で、現役の中で訓練部長のポスト、さらにはその上で副団長のポスト、団長のポストに上がるまでの役員改選の中で、今までにない訓練部長のポスト4というポストの選出をするときに、役員改選が混乱になるのではないかと。現在まで訓練部長の中から副団長のポストを選ぶのにも大変苦労されているという話も聞きますし、まして過去には、団長は受けないですけれども副団長は受けますという条件つきで就任した役員もおります。

こういった中で、現の消防団の役員さんと、3年かけて、この編成は時間をかけてきたという課長の説明がありましたけれど、この部長制度を導入することによって役員改選が大変困難を来すのではないかという心配もしておりますけれども、その辺のところ、現の団の役員と、また、分団から選出された役員さんと、どのように話をされてきたのか、また、今後こういった混乱がないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の消防団組織にかかわる質問ですが、議員ご承知のとおり、この現体制は昭和32年より50年間近くも、この7分団制で編成されて消防活動を行ってきたわけですから、今さら7分団を3分団にするというのには、相当抵抗があるわけですから、3年間、平成18年よりきょうまで、それぞれ副分団長以上で協議をしての結果だと思えます。

それで、どうして訓練部長を設けたかという、7分団のうち3分団にしますから、4人がそのポストがなくなるわけです。分団長さんのポストが。その辺を考えたときに、今の村の体制は7つの大字で組織されておりますから、1人ずつの大字の代表ということで、分団長、そして訓練部長の地位にあると。4分団訓練部長ができますと、ちょうど7つのそれぞれその地区の代表というとらえ方もできると思います。

後は、それらから今度は本団の団長の選出になるときに混乱を生じないかというご指摘がありますが、これは、しかと皆さん方それぞれの行動で、それにふさわしい人、そうでない人は判断できると思います。やはり7つの大字が対等の地位で分団長を、そして本団長を、団長を選出できる、そういった環境づくりというのは、皆さん現場の声で、これは、それで有効な判断ではなかったかと私は考えております。

以上で、8番、関根議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号 鮫川村消防団条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第2、議案第96号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番、星君。

○7番（星 一彌君） 事項別明細書の10ページ、農業振興費の工事請負費184万円、手・まめ・館パン工場の件でございますけれども、この補正予算を組まれた要因と、さらに非常に工事がおこなわれているのではないのかなというふうに想定されますけれども、その工事がおこなわれている要因は何なのか。きのう議案調査の中で担当課長にもお話を聞いたんですけれども、村長にぜひこの問題を再度お聞きしたいということで質疑をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の質疑であります。6款3目15節の工事請負費184万8,000円、「手・まめ・館」パン工房の新築工事の増額であります。この工事は、実は手・まめ・館の裏側に新築しました加工室とパン工房が、一緒の一体的な施設と当初考えておりました。これが土地の都合、地盤の都合で分けて建てなくてはならないことになりました。パン工房と加工室は別の棟ということになります。こういったことで、当初の予算と違いましたこと。

あと、パン工房のほうの地盤が当初の設計では考えられないような軟弱な地盤であったため、基礎工事に少しこの増額となりました。基礎工事の部分が設計より少し手間のかかった頑丈な基礎になったということでない、請負業者がこの基礎では建物がもたないんじゃないのか、そういう協議に入りまして、一部増額になったのもあります。

工事関係でも追加の設備費の部品の購入も、機材の購入もありました。パン工房の喫茶室に入るカウンターを設置と、あと換気、エアコン関係です。これらが新しく導入しなければならないということで、予算を計上させていただきました。

以上でとめさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長の説明ですと、思ったより路盤が軟弱なために工期がおこなわれているということだと解釈しますけれども、それだけではないんじゃないのかなという一部

の村民の声も聞きますけれども、村長にはそういうおくられている原因は、そのほかにはないと言えますか。思いますか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の工事のおくられなんです、私は、請負業者は鮫川村の富田ですか、大平住建であります。大平住建の請負方に図面を見て、設計書を見て受け取ったわけですから、その設計書どおりに施工してもらえばいいわけなんですけれども、この設計書どおりでは、この地盤ではもたないでしょという協議に入って、その協議がちょっと長引いた、そういったことで、工期が1月半ばの1月20日ごろの工期限でありましたが、これを2月いっぱいには延ばしたいという申し出があったそうです。

あと、もちろん工期の延長もありましたが、予算のつけかえも、この予算ではできないという小言ももらいました。これが果たして設計書を見て請け負った業者の言い分とは違うだろうという思いもありましたが、なかなか村の業者はそこまでできないのかな、設計書の見方ができないのか、そういうこの経済危機の緊急対策事業でありましたものですから、地元を優先した、地元を優先に選考させていただいた、こういった村の思いが逆に災いしたのかなという、そういう理解の仕方です。工事のおくられは考えておりました。

それでも2月いっぱいということでありましたが、現場の責任者に聞きましたら、3月の中旬にしたということで、これは、またなれない業者でもって工事の延期ということと言われると困るものですから、請負者よりは逆に20日くらい延ばしたんだ、そういう説明だったんで、そういった心配りができた現場では、そして、4月になってからでも十分その機能は果たせると私は思ったものですから、それでいいのではないかと、そういう理解の仕方です。工期のおくられは考えておりました。そのほかの原因は、今のところ私は聞いておりません。

以上で7番、星議員の再質問にお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長のほうから、ある程度具体的な内容が出てきたかと思います。議員だれもが同じ考えだと思います。村内の業者にやっていただきたいというのは当然持っているわけですから、今後、村民の声を耳にするとするならば、やはり鮫川の業者さんもある程度お互いに知識を高める部分も必要なのかなと、そういうふうに私らも感じております。ですから、鮫川の業者が村の事業をどんどんとれるような、技術指導というのももちろん必要かもしれませんけれども、事務的な書類とかそういう関係も、やはりこれからの課題として勉強していただく、あるいは知識を高めていただくというのが大切かと思いますが、その

件に対して村長の考えを一言お伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員のただいまの再質問であります。技術あるいは事務レベルのアップというのは、当然、請負業者、これからの企業には必要なことでありますので、きょうはもちろん議場には商工会関係者が多いわけですから、この辺を十分指導しながら、村内業者でも十分、5,000万円以上あるいは1億円の事業でも受けられるような、そういう態勢を整えてもらえるように、そして、学習するように、研修するように指導していただきたいと思いますように、機関にもなお提言したいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私、一般会計補正予算ですけれども、それについて質疑をしたいと思います。

まず最初に、きのう質疑いたしました診療所関係、それで帰り際に書類等を配付してもらったんですけれども、きのう質疑の際に書類の提出はなかったもので、内容等ちょっと把握できなかったんですが、帰り際にもらって、それを再度精査いたしましたところ、きのう答弁では、村長が診療所の利用状況ですか、そんなに差はないというような答弁をされたと思うんですが、きのういただいた資料を見ると、かなりの利用件数、それから報酬差額、著しく大差があるということに気がついたものですから、そのことで、これは事項別明細書のP、9ページなんですけれども、操出金ありますね、440万円というような、ここでも質疑をするわけでございますが、きのうも申し上げましたとおり、かなり患者が診療所の受け入れ態勢の不備によりまして、要するに流れておるといような実態が明らかになっておるわけでございます。これは大きな村民にすれば損失でありますし、患者からすれば命にかかわる問題でありますので、これは改善をする必要があるんじゃないかというふうに考えておるわけで、質疑をしているわけでございます。

ざっと見ますと、利用件数で、これは4月から11月までの件数ですが、この間の件数だけでもって昨年度よりも1,379件の減少があると。それから医療報酬については、やはり残された期間12月、1月、3月までの4カ月残されておるんですが、その残したやつを除いただけでも953万5,000円の減収になると。それで、きのうは先生の待遇は、最初約束したとおりなのちょっと不満であるが、そのような給料でもって与えておくと。さらに前回も私、指摘したんですが、越虫の村営住宅、我々にすれば、かなりの条件のいい施設を与えておくわけで

すね、そういう待遇をしておるにもかかわらず、このような結果が出ていることに対しては、かなり問題があるというふうに考えております。きのうは97号に対しては、そういうことで、議決はしてはおるんですけれども、それには異議は申しませんが、このような状況について村長、どういうふうに考えておるかということをお尋ねしておきたいと思います。

それから、事項別明細書10ページ、農業振興費の中で、工事請負費、先ほど星議員からありましたように、単独事業ですか、その工事が今進められておるわけですが、今お聞きしますと、3月いっぱいには完成ですね。そうすると4月からそれを運営するということですが、その後の運営ですか、最初、当初は村長は商工会関係の者に後で委託して運営させるというようなお話ございましたが、それらについて変わりはないのかということをお聞きしたいと思います。

それと、同じくPの11の農林水産業費の中で、地籍調査費、これ減額補正ですか、あるわけですが、国土調査でございしますが、それらの終了年度の見込みと現在の進捗状況もお聞かせ願いたいと思います。

それと、同じく林業振興費の中で工事請負費、作業道の1号開設工事、約220万円の増額ですか、それとその用地取得状況、前に説明がありましたが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

それと、13ページなのですが、土木費の道路の改良費ですか、これ委託料が199万円、それと請負費1,271万円の両方とも減額ですが、減額補正による今後の工事推進計画の見通しについてもお尋ねしたいと思います。多分これは遠ヶ竜・戸草線だと思いますが。

以上の点について村長の答弁を求めます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員のまず最初の質問は、診療所の患者数の減少と診療報酬の減額にあらうかと思います。これ議員ご指摘のとおりでありまして、先生にもいろいろお願いはしております。

最初のうち、まず私の無医村の解消ということで、いろいろ県のほうにもお願いしたり、あるいは医療関係機関にもお願いしたんですけれども、なかなか見つからなくて、1月の下旬の東京鮫川会の総会の席で北崎先生に、鮫川を随分快く思っている先生だったものですから、お願いをして、先生の仲間を、先生の後輩をとというお願いをしたんですけれども、先生も一生懸命、大丈夫学校に戻れば、あの先生は帝京大学の医学部だったんですね、学生、大丈夫研究生いるよ、そんな話で簡単に受けてくれちゃって、その辺にその先生責任を感じた

みたいで、学校に戻ったならば、全然そういう余っているような医者は見当たらない、村長、申しわけないけどだめだということで、ただ、だめだと言って、私の大好きな鮫川村を無医村にするわけにいかないから、どうだべな、私、たまに行って診るくらいのことで、何とかならないかと、そういうことだったんですね。先生、間に合わせでは無理だよ、たまにというんではなくて、先生、通いでもいいから、そういうことを結構無理なお願いをしたものですから、先生も、じゃ週3回くらいでどうだべなと、そういう最初の約束がそうだったんですね。そんなことだったものですから、そしてだんだん契約時点では、じゃ先日お話ししましたように、土、日、月で私の店は診ると、東京診療所は診ると、あと火曜日から金曜日まで週4日でどうだということだものですから、皆さんに相談しながら、じゃ週4日ならば無医村解消できるから、診療所の役目を果たすんじゃないかと、そういう思いでお願いしました。これは事実です。それが、やはり東京の病院がそういった週3回体制ではなかなか容易ではなくて、こういった今の混乱を招いて、村民の批判を浴びていることだと思います。何せ、いつ行っても先生いない、月曜日行けばいない、だから、火曜日行ったら火曜日午後からまた休みだと。村長ああいう医者ばいないべと、そういったことでどんどんおらがだめだはや、帰ったからということで、近隣の、また近場の、今、浅川の角田先生というんですか、この先生なんかはかなり良心的な診療をなさっているようで、鮫川がそんな事情ならば、いつでも夜間でも診療に応じるよという、逆にそんな思いやりを持った診療をされているものですから、そちらのほうに患者が流れたと、これ商売ですね、これはやむを得ないのかなと思っております。これが果たして鮫川の村民の生命に異常があるのかなのか、不都合なのかどうかというと、私は診療所に来て、浅川に行っても、そういったことで信頼関係さえできれば、それはそれでいいのかなという思いもあります。

ただ、村の診療体制で、今、私がこうして議場でお話しているのは、鮫川村の診療機関が果たしてそれでいいのかということ、これは相当問題があると思いますから、今、9月ごろからちょくちょく先生に言い始めました。先生そろそろ落ちついてもらえないかいと、こういったことをお願いをしているうちに、先生の考えも変わったようで、12月に先生の答えが返ってきました。来年4月からは、家族をみんな連れてこの鮫川で、子供も鮫川の学校に上げるような、今努力しているんだと。今1年生ですから、2年生になったら上げると。鮫川の小学校に通わせたい。奥さんも連れていきたい。東京の診療クリニックのほうは、大学の後輩に一切任せたい、そういうことで今進んでいるから、何とか大目に見てくれないかと、こういう先生の回答でしたものですから、先生も極力村民の安心・安全は私の責任で守って

いくという自覚はあらわれているようです。そういったことで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

確かに去年と比較しますと相当患者数、あるいは診療報酬等も下がっておりますが、これは去年は特にインフルエンザ等の新型インフルエンザ、こういった患者数の影響もあろうかとは思いますが、ですが、何分診療の休日が多過ぎたのが一番の原因と私は思っております。この辺よく指導しながら村民の安心・安全を守っていきたいと思いますので、診療関係はどうぞ4月まで、また体系は変わったんでしょ、12月から。

〔「週4日はきちんと出ていただけるということで」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 週4日は12月からは守っていただいているようです。

次に、工事請負関係の184万8,000円の増額に伴った運営方法ですが、実はこの喫茶室とか、パン工房、これは実は商工会の婦人部さんが七、八年ほど前から商工会の婦人部の人たちのいやしの場所、そんな場所、あとは活動しながら自分たちの部活動をしながら、できれば趣味と実益を兼ねた、そんな施設を村長さん、ぜひ農業の支援ばかりでなく、商工会のほうにも目を向けてください、そんなことを会のたびにお話を受けていたものですから、こういった経済危機の緊急対策の交付金のこのお金を使った事業展開ということで、パン工房の建設ということで始めて、運用をお願いしたところ、何言ってるのだ、今ごろということで、もう高齢化になっちゃって、今渡されてもなかなか容易でない、そういったお話もあるようです。この辺と、村の思いも決して商工会婦人部頼りでなくて、私は商工会婦人部さんがほとんどメインであるが、機関的には営業の中心部は、「手・まめ・館」で運営していきたいなと思っております。「手・まめ・館」の施設の中の一部であるという形で、あとは直売所のほうは農村の皆さんが中心となって活動してもらい、そして、できればパン工房のほうは商工会の婦人部さん、あるいは商工会のいやしの場所になってくれればいいな、そんな位置づけでパン工房のほうを商工会関係中心に利用してもらえればいいなと思いますが、営業のほうは、運営のほうは、「手・まめ・館」のほうでさせていただきます。

次に、地籍調査費の71万1,000円の増額ですが、これは増額で、よその地区から帳じりが余ったから鮫川にきたそうです。ですから、鮫川でこれは受けて、くいととかそういうのを買って、来年の準備にさせていただきました。来年度には完成すると思いますが、これまた来年度がことし分の予算つけば終わる予定ですが、これは削減されるとまたわかりません。ですから、23年度渡瀬地区の完成でもって終わります。ただ、一部未筆界の地区も渡瀬地区にあります。この辺も検証しながら取り組んでまいりたいと思います。

次は、中沢・草木線の1,200万円の減額ですが、これは国の補助金の減額で工事費が減ったということです。

これは、専門の担当のほうにお答えさせていただきます。

あとは、残りは担当のほうより説明をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 11ページの6款2項2目の15節ですけれども、作業道1号の開設ですけれども、当初予算については350メートルで予算化しました。それに対して国のほうの配分が500メートルで来ましたので、その延長分の請負費を計上しました。

それから、17節公有財産の購入ですけれども、これは中沢・草木線、960メートルあるんですけれども、その用地買収契約が150万円で済みましたので、当初250万円とっていました。ですので、不用の100万円は減額の補正を出しました。

次に、8款2項2目の13委託料です。これは村道遠ヶ竜・戸草線の舗装工事に伴う委託業務です。当初850万円で計上しました。契約が651万円ですので、受け皿分の199万円を補正減を提出しました。

次に、15節の工事請負費です。これにつきましては、国に対する要望が事業費で3,000万円、当初要望しました。対して配分が1,670万円の配分でした。半分ですね、半分ですので、委託料は全線終わったんですけれども、その残り分で工事をするものですから、ことしは120メートルの工事を発注しました。全線で1,800メートルあります。残り分については、23年、24年、あと2年で終わらせたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 村のほうで、「手・まめ・館」のほうで運営するという予定でいるということでございます。それで、村長は以前から振興公社の設立、最初は平成17年ころに振興公社を立ち上げるというような、多分そういうふうな約束、我々に対してのお示しだったと思うんですが、それが「手・まめ・館」の正常な運営に至るまでというような考えで、さらには、堆肥センター完成後、あわせて振興公社を立ち上げると、それらによって運用するというような計画をされていると思うんですが、当然、「手・まめ・館」ですか、これは、あわせて今度の今現在進められている施設等の運営も、なるべく早く振興公社を立ち上げて振興公社の運営によって村の発展を図ると、これは早急に急ぐべきだと思うんですが、それらの考え、堆肥センターだってまだまだ、機能を発揮するまでには時間がかかると思うんで

すよね。延び延びになっているとまた二、三年あつという間に過ぎちゃうし、夢のような話になろうかと思うんですが、それらの村長の考え、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、草木線なんですけれども、これは大体当初の計画どおり完成見込みになるかどうか。用地交渉とかなんとかには問題ないんですね。それらについてもお聞きしたいと思います。

それと、草木線、前は舗装は余り考えていないみたいだったんですが、それは舗装もできるのかどうか。それと、戸草線ですけれども、それらは予算の配分等もあろうかと思いますが、戸草のほかにこれから東地区、唐露からまた戸草、葉貫で、あの間の道路状況等も考えられているのかどうか、それらについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の再質問であります。まず、「手・まめ・館」の運営であります。振興公社の立ち上げ、私は振興公社の立ち上げはいつでもできると思うんですけれども、今、振興公社に、「手・まめ・館」のほうに役場職員2人出向しているんですね。の役場職員の出向の状況を考えますと、この人たちを派遣で出して営業よりは、実はその役場職員の位置でこういった公社以外の資金を使つての運営が、まだ適正かな、どうしても振興公社を立ち上げますと民間企業に近くなります。こういったところに果たして公費をそれほどづぎ込んでいいのかなという思いがあります。

今、農業というのは、どこの国でも手厚い保護を支援しないとなかなかやっていけないのが現状であります。こういった現状を把握するときに、鮫川の基幹産業である農業を支えるのは、その「手・まめ・館」の役目がとても重要だと思っております。この「手・まめ・館」がスムーズに運営できるのには、行政の力を相当まだ必要としているのではないかと。次から次へと申しわけないんですけれども、堆肥センターもそうです。そして、パン工房もそうですが、次々と農業振興策でこういった前向きに今展開しているところです。これらの展開が完了しまして、そろそろもう独立してもいいのかなと思ったときに、皆さんと協議をしながら、議会で監視しながら、行政で監視しながら見守っていくのが村の農業振興につながるのかな、そういう思いでおりますので、その辺十分議員の皆さんの監視が届くと思います。手のうちにあるうちは、これを振興公社に任せますと、これはなかなか容易でなくなると思います。こういったことで、皆さんとともに育てていきたいな、そういう思いでおりますので、どうぞご理解とご協力をお願いしたいと思います。

あと、草木の舗装ですが、急な部分だけ、どうしても砂利ですと、急な部分の土砂が流れ

て路盤が壊れてしまう、そういったことで、急傾斜部分だけ舗装でしのぎたいな、そういう思いで、だんだんには舗装もかけてはいきたいと思いますが、今度の計画ではそうなっております。

あと、戸草線ですが、これは2年ほどで完成の予定でございましたが、どうも国の補助金が今ほど申し上げましたように3,000万円から1,500万円、半分にされました。ですから、2年が3年にかかるのかなという思いでおります。ですが、これも持ち越すと、また陳情等もしまして、予算をつけてもらうように、補助をつけてもらうようにしていきたいと思います。

あと、唐露のほうですが、こちらと同じ村道でありますので、この道路が終わった暁には、またそちらのほうを計画していかなければならないのかな、そういう思いでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の9ページ、環境衛生費の立木補償、これは鵜木田地内の水源地の確保にかかわる国有林の立木補償ということで、8,523本の補正を組まれておると。まず、立木補償しなくてはならない理由、さらには700万円の積算根拠、この2点について質疑をいたします。

続いて、2点目、事項別の14ページ、公営住宅の建替え基本設計業務ということで、補正を組まれております。村長の説明では、広畑地内の老朽化している二十数年たった公営住宅を建てかえするための基本設計だということですのでけれども、現在あそこには、ほぼ入居しているかと思いますがけれども、建てかえする上で仮の住宅を提供したいという説明だったんですけれども、どういった方法で仮の住まいを確保されるのか。それと、現在の家賃、それから建てかえた後の家賃では、新しい住宅と二十数年たった住宅では、かなりの格差が出てくるかと思いますがけれども、こういった新しい家賃に、新しい住宅にまた戻った場合に、入居者がその格差を生じる家賃に対応できるのかどうか、そういった詳細な入居者との打ち合わせがもう既に済んでいるのか、これからなのか。

もう一つはその敷地なんですけれども、あそこは借地だったですかね。

〔「村」と言う人あり〕

○8番（関根政雄君） 村の土地でしたか、じゃ結構です。村の土地であれば問題ないかと思

います。

以上の２点について質疑をいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ８番、関根議員のまず最初の水源地の涵養の９ページの立木の補償で700万円ではありますが、これは議員ご承知のとおり、鉾木田地区の水源地の涵養ということで計画をさせていただきました。実は、あそこにこの山の所有者が富田、鉾木田地区の部分林なんですね、部分林が約３町歩ほどございます。３町歩で年数が伐期が来年、23年の２月だそうです。50年の杉です。この杉が３ヘクタール、あと図面上というんですか、山の形上ですか、どうしても水源地の涵養に必要なのは、そのほかに２町歩ほど国有地なんですけれども、森林管理署の土地も２ヘクタールほど買わないと涵養できない、合わせて５ヘクタールを予定しております。正確に言うと、部分林の部分が2.97ヘクタール、一般国有林の部分が2.19ヘクタール、合わせまして5.16ヘクタールの面積になります。この立木ですが、部分林のほうには杉のほかに松もあるそうですが、合わせまして5,000本あるそうです。あと、一般国有林のほうも杉のほか、やっぱり松もあるそうで、3,500本ほどになっています。この部分林が40年も過ぎていますと、鉾木田地区なんですね、鯨川の人たちなんですね、この人たちの管理で、恐らく分けるんですね、７対３ぐらいになるんですか、そうすると、500万円で売ると、７の350万円は鉾木田地区の人に、あと３の部分、150万円は森林管理署のほうに入る、こういったことになるそうです。このことからいいましたときに、部分林のほうは450万円、森林管理署のほうで売り渡し価格の提示がありました。あと、一般国有林のほうは250万円です。合わせまして700万円の立木の補償ということで、今交渉中であります。この村の日陰林の補償からいいますと、かなり値段的には、１本当たり900円前後ですから、安くはなっていると思います。村では20センチ未満の木で1,000円ですか、あと、20センチ以上で2,000円の補償はしているわけです。ですから、これからいうと、ちょっと安いかな、余り立木を値切ると鉾木田地区の人たちに迷惑をかけるんですね。ですからこの辺で、700万円くらいで妥協して、土地のほうはかなり高いこと言っているんですね。土地は平米当たり、反当たりですか20万円ぐらいのことを言っているんですね。ですからこの辺は皆さんには村内の人には迷惑はかけないから、この辺で強く要望するためにも、この辺は700万円の立木の補償はやむを得ないのかな、こういうことで提案をさせていただきました。

あとは、住宅、広畑の建てかえですが、これも議員ご承知のとおり、20年から23年たって計画していて、今、シロアリとか台所にカビが見られるということで、環境によくなっ

てきたから、そろそろそういう時期だなということで判断して計画をさせていただきました。住民には説明はしましたが、いろいろと一戸建てが魅力なんですね、一戸建てが魅力ですが、余り一戸建ての魅力にこだわっちゃうと、これ公平性を私は欠くと思います。住宅は、できれば今国の考え方が2戸以上の集合住宅なんですね。ですから、村でも1戸ではなくて2戸で、あの敷地に今9棟9世帯入っていますけれども、できますれば3世帯くらいふやして、6棟12世帯、こういった住宅地を設けたいな、そういう思いで説明会はさせていただきました。それで、新しい1棟2世帯の住宅が建ってから、そこに引っ越しながら次々と思ったんですけれども、1棟で壊さないと住宅建たないそうですね、ですから、ちょっとご不便をおかけするのは、引っ越してもらって、取り壊してまた戻ってもらうという形になってしまうと。それには今度、ひだまり荘の後ろの新しくできました住宅に、一たん移ってもらって、もしそこでよかったらそのままいてももらっても結構ですけれども、また広畑に戻りたい人には戻ってもらってもいいですよ、そういう配慮はしていきたいと思います。

あと金額ですが、今、入居者の費用は1万円以下で皆さん入居しているわけですが、もちろん、これ所得にもよりますが。今度新しくなりますと、そういうわけにはいきません。2万円から3万円になると思います。この辺は、新しくなったためにやむを得ないのかなと、そういうご理解をいただくとともに、もしなかなか容易でない相談があった場合には、前田のほうの住宅も今改修しているところもあります。こういったとこで対応しながら、皆さんの利便性が要望にはこたえていきたいと考えております。また、そういった準備もさせていただきます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この立木補償、私もちょっとのみ込み悪いんですけども、立木補償の根拠はわかりましたけれど、この補償の目的というか、水源地を確保するために樹種の転換を図るのか、それとも、何かの水源地に杉では影響あると、例えば汚水が流れるとかそういった問題が発生しているのか、その辺のところ、なぜこの立木補償しなくてはならない、杉を買い取らなくてはならないという理由をお聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問のどうして立木の補償かということですが、まず部分林であるということです。伐期が来ている山だということです。ですから、もちろん立木の補償をしても切らなくてもいいわけです。ただ、鉾木田地区の部分林の借り

主さんにはお支払いしなければなりません。こういったことで、立木の補償ということであり
ます。そして、これも今後皆さんにお諮りするの、やはり樹種の転換を図らなければなら
ないと思います。杉では、水源地の涵養が果たして杉でいいのかと思うときに、やはり一
番いいのはブナ林で、子供たちの学習にもなると思います。鮫川の水源地をブナ林で飾って、
保養して、そして観察できるような、そんな樹種の転換も図っていきたいと思います。この
樹種の転換を図るのには、この伐採を全部伐採じゃなくて、部分伐採して、伐採をした木で
もって、業者でもって、植栽から管理できないかな、そういう思いでもおります。ですから、
樹種はもちろん、皆さんでこれから検討するわけですが、ナラでもクヌギでもいいと思いま
す。ただ、水源地の涵養にはブナが一番かなとは思っております。

こういったことで、植栽あるいは手入れの方法もこれから先の課題かと思いますので、よ
ろしくこれもお願いしたいと思います。立木の補償はそういったことです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） その森林管理署の部分も杉なんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 杉と、やっぱり頂上のほうは松なんです。

○11番（前田武久君） じゃ、雑木というのは出ていないんだ。

○村長（大樂勝弘君） 雑木もあります。だけど、雑木は本当に手入れをしなくちゃならない
雑木です。杉を植えた、松を植えてわかんなくなっちゃったような。

○11番（前田武久君） 松の中に雑木が生えているという状態だね、その雑木は切らなくっ
たって、松だけ切れば再生はできるんだね。本当は国なんかでは、国土保全なんだから、木
の分とか土地の分を金をよこせなんておかしいんだわね。部分林は今言ったように村民に還
元されるもんだからこれはいいとしても、もう少し努力して、交渉練って、できるだけでも
森林管理署の部分の半値くらいにおっつけるような感じで取得したほうがいいと思うんで、
それをひとつお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の関連質問であります、議員おっしゃるとおり、
国土ですし、水源地というのは国民共有の財産なんですね。ですから、果たして国でやるべ
き仕事だと、こう思うこともありました。ですから、立木の補償なんかも考えたんですけ
れども、今言ったとおり、鉾木田の人に余り迷惑をかけちゃいかんということで、この立木

だけは、そういった考えでやはり50年も手入れしたときには、反当たり何がしの報酬もあっていいわけですね。これを余りいじめちゃうと、いろいろ関連するものですから、土地代のほうで一生懸命交渉して、粘ってこれは国民共有の財産だべということを強く押して交渉していきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから議案第96号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号～議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第98号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第7、議案第102号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第102号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第 1 号

○議長（前田三郎君） 日程第 8、選挙第 1 号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ここで、人事案件でありますので、協議が必要と考えるため暫時休議いたします。

（午前 11 時 00 分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 01 分）

○議長（前田三郎君） お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、鮫川村大字赤坂東野字官代65番地、前田榮君。鮫川村大字渡瀬字青生野 7 番地、岡部喜一郎君。鮫川村大字西山字吉合65番地、齊藤一郎君。鮫川村大字赤坂中野字真坂50番地、湯座和男君。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました前田榮君、岡部喜一郎君、齊藤一郎君、湯座和男君、以上の方が選挙管理委員の当選人と決定しました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。補充員は順位をつけて指名をいたします。

第1位、鮫川村大字富田字彦次郎261番地2、松本恵治君。第2位、鮫川村大字赤坂西野字草牛75番地1、田子一夫君。第3位、鮫川村大字渡瀬字田尻213番地、蛭田昌一君。第4位、鮫川村大字赤坂西野字大塩316番地、岡部啓一君。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松本恵治君、田子一夫君、蛭田昌一君、岡部啓一君、以上の方が選挙管理委員補充員の当選人と決定しました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時04分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第1号 TPPへの不参加を求める意見書の提出について、7番、星一彌議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

この議案を日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案を日程に追加して、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第1号 TPPへの不参加を求める意見書の提出

についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について趣旨説明を求めます。

産業厚生常任委員長、7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 発議第1号 T P Pへの不参加を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

このたび政府において、T P P環太平洋戦略的経済連携協定の参加が表明され、今検討がなされております。

T P P協定は、農産物の関税を原則撤廃し、アジア太平洋周辺の国が参加して自由貿易圏をつくろうという構想です。これまで国策によって高い関税を課し、我が国の農業を保護してきたものを大きく方向転換するものであり、県内でも農業の荒廃を危惧し、首長の反対意見も多く、農業関係者ばかりでなく、不参加の決議が報道されております。

自由貿易によって日本の農林水産業は、このままでは壊滅的な被害を受ける危険性も含んでおります。我が国の食料自給の向上と、国民の命を支える農林漁業の持続発展、農山漁村がもたらす自然環境、国土保全機能を強化させることこそ、我が国にとって最優先課題ではないかと認識するものでございます。

よって、T P Pへの不参加を強く要請するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 TPPへの不参加を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、前田武久君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありあませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第10回鯨川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時15分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 坂 本 忠 雄

署 名 議 員 蛭 田 武 彦